

国境を越えた電子商取引に係る
消費税の課税に関するQ & A

令和8年7月
国税庁消費税室

凡例

○ 文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりです。

改正法…………… 所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）

消法…………… 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）

消令…………… 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）

消規…………… 消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）

輸徴法…………… 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）

消基通…………… 消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

《 目 次 》

I 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し

(少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しについて)

問 1 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しの概要について教えてください。… 1

(通信販売の方法)

問 2 「通信販売の方法」について教えてください。…………… 2

(一の資産の判定単位)

問 3 当社は、通信販売の方法により、国外から国内向けに食器などの日用雑貨を販売しています。販売に当たっては、顧客が必要な個数だけ購入可能な単品での販売のほか、あらかじめ複数の商品を一まとめにしたセット商品も販売しています。このようなセット商品について、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。・ 3

(一の資産の対価の額の範囲)

問 4 当社は、通信販売の方法により国外から国内向けに商品を販売するに当たって、商品代金とは区分して送付先までの料金（送料）を顧客に対して請求しています。この場合において、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。…… 4

(値引きする場合の一の資産の対価の額)

問 5 当社は、自ら運営する通販サイトで国外から国内向けに商品を販売していますが、当該通販サイトでは、期間を定めて、商品価額を一律5%引とするキャンペーンを実施しており、各商品の価格設定は変更せず、購入総額から5%分を値引きし、購入者に請求することとしています。

また、商品を当社の通販サイトで購入した場合、その購入金額に応じて、当該通販サイトでのみ利用できるポイントを付与しており、購入時に使用した場合、1ポイント1円として購入総額から値引きしています。

このように購入総額から値引きする場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。…………… 5

(プラットフォーム事業者が購入額を負担する場合の一の資産の対価の額)

問 6 当社は、プラットフォーム事業者が運営するECモールに出店し、国外から国内向けに商品の販売を行っています。当該ECモールにおいては、キャンペーンとして、期間を定めて、購入総額から一律10%分を差し引いて、購入者に請求されますが、この差引額についてはプラットフォーム事業者が負担しているため、当社は、当該差引き前の金額を収受することとなります。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。…………… 6

(値引き前の金額による特定少額資産の譲渡の判定)

問7 第二種プラットフォーム事業者である当社の運営する EC モールでは、購入者が当社又は出店者の発行するクーポン等を利用することにより、購入者は、購入金額から値引きを受けることができます。

また、当社の EC モールを介して販売された商品に当該クーポン等が利用された場合の国外からの発送に係る輸入貨物の課税標準となる価格(課税価格)は、値引き前の金額によることとなるため、当社のシステム上は当該値引き前の金額を商品の販売価額として登録しています。そのため、購入者へは値引き後の金額(総額)を請求することとしているものの、システム上は個々の商品の値引き後の金額を把握することができません。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定について、値引き前の金額によることとしてよろしいでしょうか。…………… 7

(購入者への請求金額による特定少額資産の譲渡の判定)

問8 第二種プラットフォーム事業者である当社の運営する EC モールでは、購入者が当社又は出店者の発行するクーポン等を利用することにより、購入者は、購入総額から一定額を差し引いた金額を支払うこととなります。

出店者が販売する商品に対して使用されるクーポン等には、例えば、購入総額の10%相当額を当社が負担し、購入者に対しては当該負担額を差し引いた金額を請求するものもあり、この場合、出店者には当該10%相当額を差し引く前の金額を支払うこととなりますが、購入者に対しては差引き後の金額を提示し、請求する必要があるため、システム上、そのクーポン等の性質にかかわらず、差引き後の請求金額に応じて個々の商品価格が登録されることとなっているため、個々の商品価格について当該差引き後の金額しか把握できません。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定について、クーポン等の性質にかかわらず、一律に、購入者への請求金額に応じた個々の商品価格によることとしてよろしいでしょうか。…………… 8

(外貨建取引における一の資産の対価の額)

問9 当社は、自ら運営する通販サイトで国外から国内向けに商品を販売していますが、当該通販サイトでは米ドル建てにより商品単価を設定し、顧客からの支払いも米ドル建てとなっています。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

..... 9

(簡易課税制度の適用関係)

問10 特定少額資産の譲渡について、簡易課税制度の適用関係を教えてください。..... 10

Ⅱ 特定少額資産販売事業者の登録制度

(特定少額資産販売事業者の登録の手続)

問11 特定少額資産販売事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。…………… 11

(特定少額資産販売事業者の登録に係る経過措置)

問12 特定少額資産販売事業者の登録に係る経過措置について教えてください。…………… 11

(特定少額資産販売事業者の登録の効力)

問13 特定少額資産販売事業者の登録の効力は、いつから生じるのですか。…………… 12

(特定少額資産販売事業者の登録の効果)

問14 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する商品の販売を行っていますが、当社が特定少額資産販売事業者の登録を受けた場合、どのような課税関係となるのでしょうか。・ 13

(特定少額資産販売事業者の登録の任意性)

問15 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する商品の販売を行っていますが、特定少額資産販売事業者の登録を必ず受けなければならないのでしょうか。…………… 13

(特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡につき引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えた場合)

問16 特定少額資産販売事業者の登録を受けて、特定少額資産の譲渡に該当する1万円以下の商品を複数個販売し、まとめて発送したことにより保税地域からの引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えることとなった場合、保税地域からの引取り時に消費税が課されることになるのでしょうか。…………… 13

(特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に消費税が課税された場合)

問17 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する1万円以下の商品の販売を行いましたが、輸入申告書に特定少額資産販売事業者の登録番号を記載することなく通関したため、当該商品が免税対象外物品であることにより、保税地域からの引取り時にも消費税が課税されたという連絡を購入者から受けました。当社はどのように対応すればいいのでしょうか。…………… 14

(遡っての特定少額資産販売事業者の登録)

問18 課税期間の途中に申請書を提出した場合において課税期間の初日から特定少額資産販売事業者の登録を受けることはできますか。…………… 15

(特定少額資産販売事業者の登録の拒否)

問19 特定少額資産販売事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否されることはありますか。…………… 15

(特定少額資産販売事業者の登録の取りやめ)

- 問20 当社は3月決算法人であり、令和10年4月1日に特定少額資産販売事業者の登録を受けていましたが、令和11年4月1日から特定少額資産販売事業者の登録を取りやめたいと考えています。この場合、どのような手続が必要ですか。…………… 17

(事業の廃止や個人事業者の死亡、法人の合併による消滅があった場合の手続)

- 問21 特定少額資産販売事業者について、事業の廃止や個人事業者の死亡、法人の合併による消滅があった場合の手続について教えてください。…………… 17

(特定少額資産販売事業者の登録の取消し)

- 問22 特定少額資産販売事業者の登録が取り消されることはありますか。…………… 18

(特定少額資産販売事業者の登録番号の構成)

- 問23 特定少額資産販売事業者の登録番号は、どのような構成ですか。…………… 19

(特定少額資産販売事業者に関する情報の公表方法)

- 問24 特定少額資産販売事業者に関する情報は、どのような方法で公表されますか。… 19

(特定少額資産販売事業者の義務)

- 問25 特定少額資産販売事業者の登録を受けた場合、どのような義務が生じるのでしょうか。…………… 20

(「仕入書等」の意義と記載方法)

- 問26 特定少額資産販売事業者が、特定少額資産の譲渡を行った場合には、特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨を発送に係る仕入書等に記載又は記録して輸入者等に通知する必要があるとのことですが、「仕入書等」とはどのような書類のことをいうのでしょうか。また、特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨はどのように記載すればいいのでしょうか。…………… 20

(特定少額資産販売事業者に係る事業者免税点制度の適用制限)

- 問27 当社は特定少額資産販売事業者ですが、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、免税事業者となりますか。…………… 21

(適格請求書発行事業者の登録との関係)

- 問28 当社は、特定少額資産販売事業者の登録を受ける予定ですが、この登録とは別に適格請求書発行事業者の登録を受ける必要がありますか。…………… 21

Ⅲ 資産の譲渡に係るプラットフォーム課税の概要

(資産の譲渡に係る「プラットフォーム課税」の概要)

問29 資産の譲渡に係る「プラットフォーム課税」の概要を教えてください。………… 23

(「国外事業者」の意義)

問30 「国外事業者」とはどのような者ですか。………… 24

(「デジタルプラットフォーム」の意義)

問31 「デジタルプラットフォーム」とはどのようなものですか。………… 24

Ⅳ プラットフォーム課税の対象範囲等

(国外事業者が国内において行う資産の譲渡)

問32 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当社の EC モールにおいては、国外事業者も出店することができることとしております。当社の EC モールに出店する当該国外事業者は、国内に輸入した商品を、当社以外の倉庫会社が所有する国内の倉庫にあらかじめ保管しておき、注文を受けた都度、その倉庫から出荷・販売しています。この国外事業者の商品の販売に関しては、当社が購入者から商品代金を回収しています。この場合、当該国外事業者が行う商品の販売は、プラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 25

(国外事業者が国内において行う資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等)

問33 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当社の EC モールにおいては、国外事業者が国内において行う商品販売に付随して、有償の設置工事がオプションとして設定される場合があります、また、一定金額以下の商品販売については、別途送料が設定されています。これらの設置工事費や送料は商品代金と併せて当社を介して国外事業者が収受することになっていますが、設置工事費及び送料も含めて、プラットフォーム課税の対象となるのでしょうか。なお、商品販売については特定少額資産の譲渡に該当するものではありません。…………… 26

(「プラットフォーム事業者を介して収受するもの」の意義)

問34 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当該 EC モールの利用契約上、当該 EC モールを介して事業者が行う商品の販売の対価については、当社が商品の購入者から集金し、一定の手数料を差し引いた上で、商品の販売を行う事業者に支払うこととなっています。当社は、この支払事務を他の事業者に委託しており、商品の販売を行う事業者は、商品販売の対価を当該他の事業者を経由して収受することとなりますが、プラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 27

(プラットフォーム事業者を介さずに資産の譲渡の対価を収受する場合)

問35 当社はプラットフォーム事業者ですが、当社が提供するデジタルプラットフォームを介して、事業者が商品の販売を行っており、その商品の販売の対価について、当社を介さずに事業者が商品の購入者から直接収受するものがありますが、これはプラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 27

(資産の譲渡に係るプラットフォーム事業者による国外事業者の判定等)

問36 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者が国外事業者であるかどうかについてはどのように判定したらよいでしょうか。

また、デジタルプラットフォームを介して行われる資産の譲渡が、国内において行う資産の譲渡であるかどうかや特定少額資産の譲渡に該当するものかどうかはどのように判定したらよいでしょうか。…………… 28

(資産の譲渡を行う事業者が課税事業者であるかどうかの確認)

問37 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者が、消費税の課税事業者であるかどうかを確認する必要はありますか。…… 30

(第二種プラットフォーム事業者によるみなし仕入税額控除の適用関係)

問38 当社は第二種プラットフォーム事業者の指定を受けていますが、国外事業者が当社の国内倉庫から商品を出荷して販売するに当たり負担している費用に係る課税仕入れや当該国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税額のうち、当社が行ったとみなされる資産の譲渡にのみ要するものについては、当社が仕入税額控除の適用を受けることができないでしょうか。…………… 30

(第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる資産の譲渡にのみ要するものの意義)

問39 当社は第二種プラットフォーム事業者の指定を受けており、国外事業者が当社の国内倉庫から商品を出荷して販売するに当たり負担している費用など、当社が行ったとみなされる資産の譲渡にのみ要するものについて、仕入税額控除の適用を受けることができるのですが、「資産の譲渡にのみ要するもの」の範囲や判定時期について教えてください。…………… 31

V 第二種プラットフォーム事業者の指定等

(プラットフォーム事業者の届出義務)

- 問40 第二種プラットフォーム事業者の指定要件及びプラットフォーム事業者の届出義務について教えてください。…………… 33

(第二種プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日【原則】)

- 問41 第二種プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日について教えてください。…………… 34

(制度開始前の第二種プラットフォーム事業者に係る届出及び指定に係る経過措置)

- 問42 当社は日本国内向けの EC モールを運営しているプラットフォーム事業者ですが、制度開始前に行うべき届出や申請について教えてください。…………… 34

(令和9年1月から3月末までの期間における50億円の判定について)

- 問43 当社は、日本国内向けの EC モールを運営しているプラットフォーム事業者ですが、システム改修が間に合わず、経過措置の適用に当たって、令和9年1月から3月末までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となる金額の集計を正確に行うことが難しい状況です。他方、EC モール（デジタルプラットフォーム）を介する日本国内向けの売上高のうちに占める国外事業者の売上高（決済金額が1万円以下のもの）に4を乗じた金額は50億円を超えていることは明らかです。このような場合、同期間においてプラットフォーム課税の対象となる金額が50億円を超えていると判断してもよろしいでしょうか。…………… 36

(第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の事業者への通知)

- 問44 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税の対象になる旨を通知しなければならないのでしょうか。…………… 37

(第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の申告・納税)

- 問45 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が申告・納税するということによいでしょうか。…………… 37

(第二種プラットフォーム事業者による特定少額資産販売事業者の登録)

- 問46 当社は第二種プラットフォーム事業者ですが、特定少額資産販売事業者の登録を受ける必要があるのでしょうか。…………… 38

(プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係るインボイス交付義務)

- 問47 当社は第二種プラットフォーム事業者であり、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）ですが、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について、当該資産の譲渡の相手方（課税事業者）から適格請求書（インボイス）の交付を求められたとき

は、当社が適格請求書を交付することとなるのですか。……………	38
(第二種プラットフォーム事業者に係る事業者免税点制度の適用制限)	
問48 第二種プラットフォーム事業者であっても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、免税事業者となりますか。……………	39
(プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に対価の返還等があった場合)	
問49 当社は、令和10年4月1日に第二種プラットフォーム事業者となりましたが、同日前に事業者が当社の提供するデジタルプラットフォームを介して行った資産の譲渡(同日以後に行ったとすればプラットフォーム課税の対象となるもの)について、同日以後、その対価の一部の返還等が行われた場合、当社において、その返還等の金額に係る消費税額を控除することはできるでしょうか。……………	39
(第二種プラットフォーム事業者となった場合の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算)	
問50 当社(3月決算)は、令和10年4月1日から第二種プラットフォーム事業者となりましたが、令和11年3月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算はどのようになりますか。……………	40

VI 第二種プラットフォーム事業者の公表事項の変更・指定の解除等

(第二種プラットフォーム事業者の公表事項の変更)

問51 第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた後において、その提供するデジタルプラットフォームの名称等に変更があった場合の手続について教えてください。…… 41

(第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併等により承継した場合)

問52 当社は、第二種プラットフォーム事業者の指定を受けているX社を吸収合併し、X社のデジタルプラットフォームに係る事業の全てを承継しましたが、プラットフォーム課税の適用関係はどのようになりますか。また、当社が行うべき手続はありますか。・ 41

(第二種プラットフォーム事業者がデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合)

問53 第二種プラットフォーム事業者が、デジタルプラットフォームに係る事業の全てを他の事業者に譲り渡して廃止した場合、手続が必要ですか。…………… 42

(第二種プラットフォーム事業者の指定解除の申請)

問54 当社は第二種プラットフォーム事業者ですが、デジタルプラットフォームに係る事業を縮小し、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が3年連続で50億円以下となりました。この場合、当社は引き続き第二種プラットフォーム事業者となるのでしょうか。…………… 42

(第二種プラットフォーム事業者の指定解除)

問55 国税庁長官が第二種プラットフォーム事業者の指定を解除する場合があるとのことですが、どのような場合ですか。…………… 43

(第二種プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の事業者への通知)

問56 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税の対象にならなくなる旨を通知しなければならないのでしょうか。… 44

(第二種プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の申告・納税)

問57 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その解除によりプラットフォーム課税の対象とならないこととなる日以後に行う資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が申告・納税しなくてよいのでしょうか。・ 45

(第二種プラットフォーム事業者の指定解除時における納税義務の判定)

問58 当社(12月決算)は、指定解除によりX2年10月1日に第二種プラットフォーム事業者には該当しないこととなりましたが、X3年12月期及びX4年12月期の納税義務の判定に当たって、基準期間における課税売上高に、プラットフォーム課税の対象となっていた資産の譲渡の対価の額を含める必要はありますか。…………… 45

Ⅶ 納税義務の判定等

(小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置①【原則計算】)

問59 令和8年度税制改正に伴い、小規模事業者の納税義務の免除の特例（事業者免税点制度）の適用について経過措置があるとのことですが、概要を教えてください。…… 46

(小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置②【特例計算】)

問60 令和8年度税制改正に伴う小規模事業者の納税義務の免除の特例（事業者免税点制度）に係る経過措置の適用に当たり、令和10年4月1日を含む課税期間の消費税の納税義務の判定について原則計算によることが難しい状況ですが、簡便な方法により計算することはできますか。…… 47

(プラットフォーム課税の対象となる場合の納税義務)

問61 当社は12月決算の外国法人で、プラットフォーム事業者を介して国内において商品の販売を行っており、消費税の課税事業者です。

当該プラットフォーム事業者から令和10年4月1日よりプラットフォーム課税の対象となる旨の通知がありましたが、この場合、当社の令和10年12月期、令和11年12月期及び令和12年12月期の納税義務はどのようになりますか。…… 48

(改正前から特定少額資産に該当する取引を行っている外国法人の納税義務の判定)

問62 当社は、令和6年4月1日に設立した3月決算の外国法人であり、令和10年4月1日前から特定少額資産の譲渡に該当する取引のみを行っていますが、令和11年3月期の納税義務の判定はどのように行えばよいのでしょうか。なお、令和11年3月期の基準期間及び特定期間における当該取引の対価の額は1千万円以下であり、令和10年4月1日における資本金等の額は1千万円以上となっています。…… 48

I 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し

(少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しについて)

問1 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しの概要について教えてください。

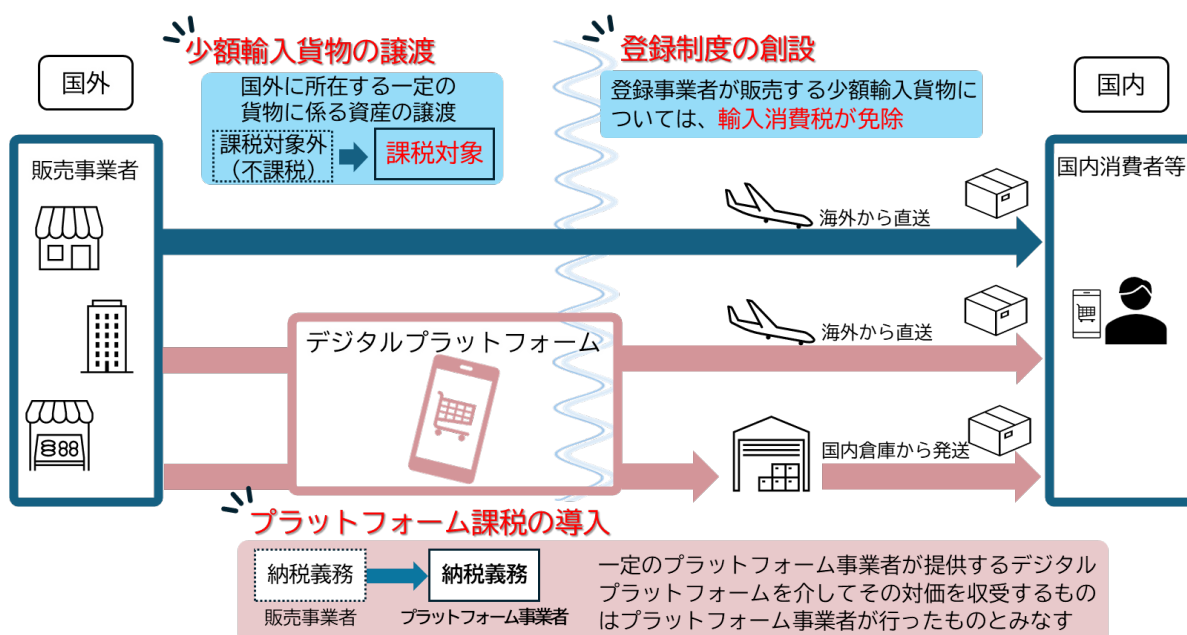
【答】

消費税の課税対象は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものは除きます。）及び特定仕入れ、保税地域から引き取られる外国貨物とされています（消法4①②）。

事業者が行った資産の譲渡が「国内」において行われたかどうかについては、原則として、譲渡が行われるときにその資産が所在していた場所によって判定するところ、令和8年度税制改正前においては、インターネット等を通じて国外から国内に宛てて販売された商品については、その資産の所在場所が国外であるため消費税の課税対象とはされていませんでした※。

※ 資産の販売時には課税対象とならず、保税地域から引き取られる際に課税対象となりますが、少額輸入貨物（課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物で一定のもの）については、消費税は免除することとされています（輸徴法13①一）。

令和8年度税制改正により、令和10年4月1日以後に事業者が通信販売の方法（問2参照）により、国内以外の地域に所在する資産（一の資産について対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額であって、当該資産の譲渡につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含みません。）が1万円以下であり（問3から問9まで参照）、かつ、国内以外の地域から国内に宛てて発送されるものに限り）の譲渡が「特定少額資産の譲渡」として位置付けられ、国内において行われた資産の譲渡として消費税の課税対象とされました（消法2①八の六、4③）。



(参考)

1 特定少額資産販売事業者について

令和 10 年 4 月 1 日以後に保税地域から引き取られる課税貨物のうち、事前に税務署長の登録を受けた特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、その引取り時の消費税が免除されることになります。特定少額資産販売事業者の詳細については、「Ⅱ 特定少額資産販売事業者の登録制度」をご参照ください。

2 プラットフォーム課税の導入

特定少額資産の譲渡を行う事業者は、国内事業者であるか国外事業者であるかにかかわらず、消費税の申告・納税を行う必要があります（免税事業者を除きます。）が、第二種プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行う特定少額資産の譲渡でその対価を当該プラットフォーム事業者を介して収受するものについては、当該第二種プラットフォーム事業者が当該特定少額資産の譲渡を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととなります（プラットフォーム課税）。

プラットフォーム課税は、令和 10 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡について適用されます。詳細については「Ⅲ 資産の譲渡に係るプラットフォーム課税の概要」をご参照ください。

3 特定少額資産の譲渡に係る資産の引取り時の課税関係

保税地域から引き取る際の課税価格の合計額が 1 万円以下である場合には、免税対象外物品（革製品、編物類等）である場合を除き、その引取り時の消費税は免除され、1 万円を超える場合には、引取り時の消費税が課されるといった取扱いに変更はありません（輸徴法 13①一、関税定率法 14 十八、関税定率法施行令 16 の 3）。ただし、上記 1 のとおり、保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、免税対象外物品である場合や、引取り時の課税価格の合計額が 1 万円を超えた場合（問 17 参照）も含めて、その引取り時の消費税が免除されます（消法 8 の 2）。

※ 引取り時に免税となる消費税に関しては、税関のホームページに掲載されているカスタムスアンサー（1006 課税価格の合計額が 1 万円以下の物品の免税適用について）もご参照ください。

(通信販売の方法)

問 2 「通信販売の方法」について教えてください。

【答】

特定少額資産の譲渡とは、通信販売の方法により行われる一定の資産の譲渡をいう（消法 2 ①八の六）こととされていますが、ここでいう「通信販売の方法」とは、関税法施行令第 59

条第1項第6号《輸入申告の手続》に規定する通信販売の方法をいいます（消令2の3）。そのため、商品を販売する者（以下「販売者」といいます。）が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（以下「販売条件」といいます。）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であって、以下のいずれかの方法により行われるものが該当します（消基通5-10-1）。

- ① 商品を購入する者（以下「購入者」といいます。）が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによって当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

（例） 出品・出店型のプラットフォームや自社通販サイトによる商品の販売

- ② 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

（例） 売手による即決価格が提示され、買手が当該要件により購入を決定するといったオークションサイトによる商品の販売

（一の資産の判定単位）

問3 当社は、通信販売の方法により、国外から国内向けに食器などの日用雑貨を販売しています。販売に当たっては、顧客が必要な個数だけ購入可能な単品での販売のほか、あらかじめ複数の商品を一まとめにしたセット商品も販売しています。このようなセット商品について、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当するのは、資産の譲渡等のうち、通信販売の方法による国内以外の地域に所在する資産の譲渡で、一の資産について対価の額（税抜き）が1万円以下であり、かつ、国内以外の地域から国内に宛てて発送されるものです（消法2①八の六）。

この一の資産について対価の額（税抜き）が1万円以下であるかどうかは、資産が販売されている最小の単位で判定することとなるため、原則として、同一の資産を複数個、同時に販売した場合であっても資産1個ごとの対価の額により判定することとなりますが、例えば、複数の一の資産により構成されたものを一の資産として販売している場合には一組又は一そろいごとに、一の資産の対価を量り売りの方法により定めている場合にはその計量後の対価の額により、それぞれ判定することになります（消基通5-10-2）。

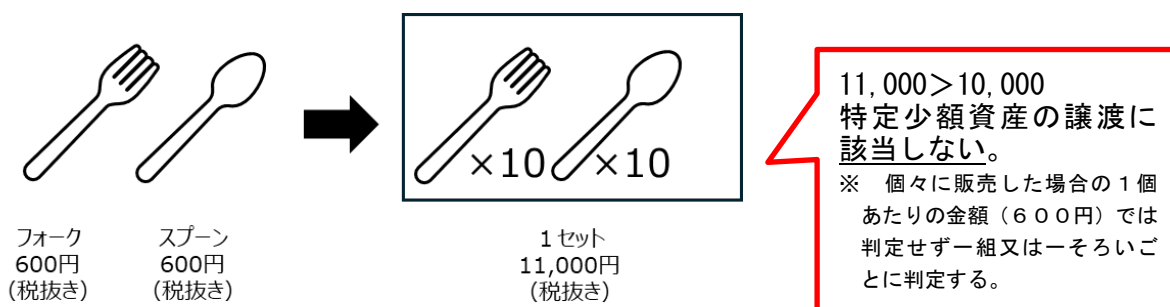
ご質問のセット商品について、一の資産として価格を設定した上で販売している場合には、その一の資産としてセットされた商品の対価の額（税抜き）が1万円以下であるかどうかを判

定することとなります。

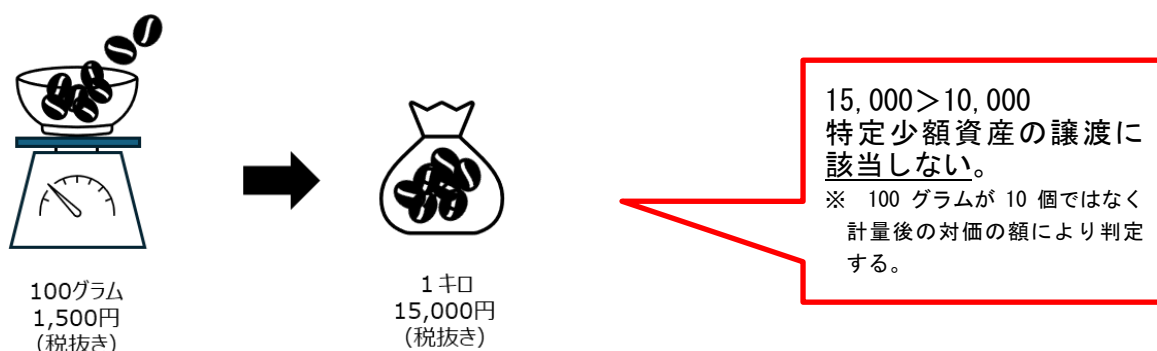
なお、商品販売の最小単位については、受発注や在庫管理を行う際の最小識別単位として設定されている SKU (Stock Keeping Unit) が、上述の適用関係を踏まえた設定となっている場合には、その SKU ごとに判定することが考えられます。

《一の資産について対価の額（税抜き）が1万円以下であるかどうかの判定等》

例1：複数の資産により構成されたものを1セットとして販売している場合



例2：●グラムあたり▲円として販売している場合(量り売りの方法により販売している場合)



(一の資産の対価の額の範囲)

問4 当社は、通信販売の方法により国外から国内向けに商品を販売するに当たって、商品代金とは区分して送付先までの料金(送料)を顧客に対して請求しています。この場合において、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡の判定の基礎となる対価の額には、運送に要する費用(送料)など、資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等の対価の額は含まれません。

ご質問のように、商品(資産)の譲渡の対価の額と送料(資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等の対価)の額を明確に区分している場合には、送料の額を含めずに、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなります。

他方で、「送料込み商品」として販売するなど商品(資産)の譲渡の対価の額と送料の額を

明確に区分していない場合には、その送料相当額を含めた商品の対価の額により、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなり（消基通5-10-3）、判定の結果、特定少額資産の譲渡に該当する場合には、当該対価の額が課税対象となります。

（注） 商品（資産）の譲渡の対価と区分された送料は、国内以外の地域から国内にわたって行われる貨物の輸送の対価として、消費税の免税取引となります（消法7①三）。

（値引きする場合の一の資産の対価の額）

問5 当社は、自ら運営する通販サイトで国外から国内向けに商品を販売していますが、当該通販サイトでは、期間を定めて、商品価額を一律5%引とするキャンペーンを実施しており、各商品の価格設定は変更せず、購入総額から5%分を値引きし、購入者に請求することとしています。

また、商品を当社の通販サイトで購入した場合、その購入金額に応じて、当該通販サイトでのみ利用できるポイントを付与しており、購入時に使用した場合、1ポイント1円として購入総額から値引きしています。

このように購入総額から値引きする場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当するか否かの判定の基礎となる対価の額は、「対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額」とされていますので（消法2①八の六かっこ書き）、値引きして商品を販売する場合、その値引き後の金額により、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなります。

そのため、複数の商品を販売し、ご質問のように、その購入総額から値引きする場合には、個々の商品ごとの値引き額を明らかにする対応が必要となります。この場合、一番高額な商品から値引きするなど、あらかじめ事業者において定めた方法により、特定の商品から値引きするといった対応も可能です。

《イメージ①：各商品から均等に5%値引きとする場合》

販売明細（画面）【税抜き】			特定少額資産	
注文内容	PC	99,800円	94,810円	
	値引	-4,990円	×	
	オフィスチェア	10,200円	9,690円	
	値引	-510円	○	
マウス		6,980円	6,631円	
	値引	-349円	○	
.....				

《イメージ②：高額商品から値引き総額を値引きする場合》

販売明細（画面）【税抜き】			特定少額資産	
注文内容	PC	99,800円	93,951円	
	値引	-5,849円	×	
オフィスチェア		10,200円	10,200円	
			×	
マウス		6,980円	6,980円	
			○	
.....				

（プラットフォーム事業者が購入額を負担する場合の一の資産の対価の額）

問6 当社は、プラットフォーム事業者が運営するECモールに出店し、国外から国内向けに商品の販売を行っています。当該ECモールにおいては、キャンペーンとして、期間を定めて、購入総額から一律10%分を差し引いて、購入者に請求されますが、この差引額についてはプラットフォーム事業者が負担しているため、当社は、当該差引き前の金額を収受することとなります。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当するか否かの判定の基礎となる対価の額は、「対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額」とされていますので（消法2①八の六かっこ書き）、値引きして商品を販売する場合、その値引き後の金額により、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなりますが、ご質問の場合、貴社が値引きを行うものではなく、貴社が対価として収受すべき

額は、プラットフォーム事業者による差引き前の金額ですので、当該差引き前の金額により、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなります。

(注) 第二種プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行う特定少額資産の譲渡で、当該第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、当該第二種プラットフォーム事業者が当該特定少額資産の譲渡を行ったものとみなされますが(問 29 参照)、第二種プラットフォーム事業者が特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たっても、上記と同様に、差引き前の金額により、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなります。

(値引き前の金額による特定少額資産の譲渡の判定)

問7 第二種プラットフォーム事業者である当社の運営する EC モールでは、購入者が当社又は出店者の発行するクーポン等を利用することにより、購入者は、購入金額から値引きを受けることができます。

また、当社の EC モールを介して販売された商品に当該クーポン等が利用された場合の国外からの発送に係る輸入貨物の課税標準となる価格(課税価格)は、値引き前の金額によることとなるため、当社のシステム上は当該値引き前の金額を商品の販売価額として登録しています。そのため、購入者へは値引き後の金額(総額)を請求することとしているものの、システム上は個々の商品の値引き後の金額を把握することができません。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定について、値引き前の金額によることとしてよろしいでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当するか否かの判定の基礎となる対価の額(判定対象金額)は、値引きが販売時に行われる場合には、その値引き後の金額によることとなります。これは、販売時に値引きした商品に係る輸入貨物の課税標準となる価格(課税価格)が値引き前の金額によることとなる場合も同様です。

この点、ご質問のように国外から発送される商品について輸入貨物の課税価格を踏まえた商品登録がなされているなど、第二種プラットフォーム事業者(問 40 参照)において、判定対象金額を値引き後の金額により判定することが困難な場合であって、かつ、当該商品に係る輸入貨物の課税価格が値引き前の金額によることとされている場合には、判定対象金額をご質問のクーポン等による値引き前の金額によることとして差し支えありません。

なお、当該判定により特定少額資産の譲渡に該当することとなった取引に係る課税標準となる金額は、出店者が収受する金額(値引き後の金額)によることとなりますので、必ずしも当該判定に用いた金額とはならないことにご留意ください。

(購入者への請求金額による特定少額資産の譲渡の判定)

問8 第二種プラットフォーム事業者である当社の運営するECモールでは、購入者が当社又は出店者の発行するクーポン等を利用することにより、購入者は、購入総額から一定額を差し引いた金額を支払うこととなります。

出店者が販売する商品に対して使用されるクーポン等には、例えば、購入総額の10%相当額を当社が負担し、購入者に対しては当該負担額を差し引いた金額を請求するものもあり、この場合、出店者には当該10%相当額を差し引く前の金額を支払うこととなりますが、購入者に対しては差引き後の金額を提示し、請求する必要があるため、システム上、そのクーポン等の性質にかかわらず、差引き後の請求金額に応じて個々の商品価格が登録されることとなっているため、個々の商品価格について当該差引き後の金額しか把握できません。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定について、クーポン等の性質にかかわらず、一律に、購入者への請求金額に応じた個々の商品価格によることとしてよろしいでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当するか否かの判定の基礎となる対価の額(判定対象金額)は、値引きが販売時に行われる場合には、その値引き後の金額によることとなりますが、プラットフォーム事業者が購入者に対する請求額の一部を負担している場合など、商品を販売する事業者(出店者)が収受する金額が購入者に対する請求額ではなく、当該プラットフォーム事業者による負担額を差し引く前の金額であれば、当該差引き前の金額により判定することとなります。

この点、ご質問のように、第二種プラットフォーム事業者(問40参照)において、注文確定時点で、クーポン等の利用が値引きに該当するか否かを厳密に判定することが困難な場合は、一律に、判定対象金額をクーポン等利用による請求金額に応じた個々の商品価格によることとして差し支えありません。

なお、当該判定により特定少額資産の譲渡に該当することとなった取引に係る課税標準となる金額は、貴社が負担する金額を含んだ金額(出店者が収受する金額)によることとなりますので、必ずしも当該判定に用いた金額とはならないことにご留意ください。

(外貨建取引における一の資産の対価の額)

問9 当社は、自ら運営する通販サイトで国外から国内向けに商品を販売していますが、当該通販サイトでは米ドル建てにより商品単価を設定し、顧客からの支払いも米ドル建てとなっています。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たっては、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかを判定する必要がありますので、ご質問の米ドル建てのように外貨建てにより商品販売を行っている場合には、その対価の額を円換算する必要があります。

円換算の方法については、例えば、その販売時（注文確定日）における為替相場（spot exchange rate）により円換算する対応が考えられます。

また、顧客に対し販売商品の価格を表示するにあたっては、その商品販売について消費税が課されるものか否かを把握し、消費税が課されるものについてはその消費税を含んだ金額による税込表示（総額表示）が求められます（消法 63）ので、その価格表示の時点までに、円換算した上で対価の額が1万円以下であるかどうか（特定少額資産に該当するものとして消費税の課税対象となるか）を判定する必要があると考えられます。

この点、例えば、商品の注文画面において、円換算した金額を参考表記している場合は、当該円換算に係る為替相場が合理的なものであり、これを継続して適用している限り、当該金額により対価の額が1万円以下であるかどうかを判定して差し支えありません。

《イメージ》



オフィスチェア

販売者： KOKUZEI Inc.

US \$70.5

約11,200円

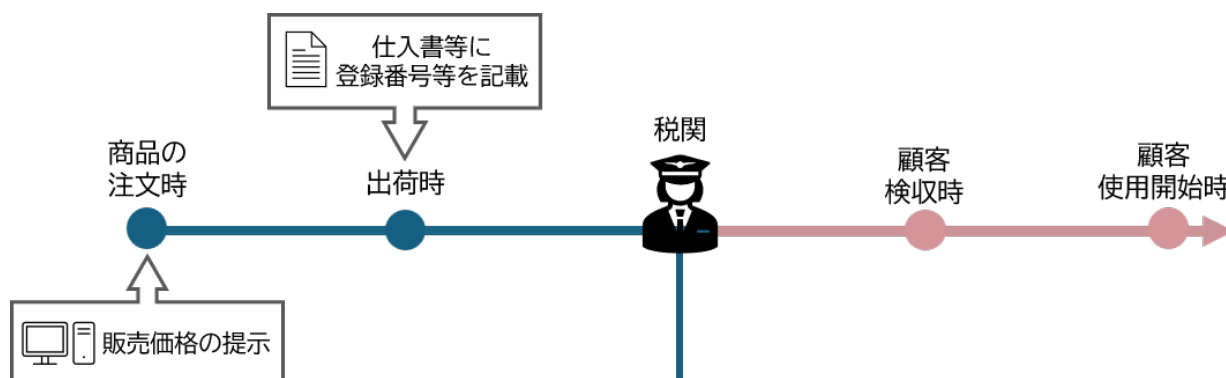
数量

注文する

発送元： アメリカ

なお、特定少額資産販売事業者が特定少額資産の譲渡を行った場合、その特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書その他の書類（電磁的記録を含み、以下「仕入書等」といいます。）に、特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に該当する旨を記載するなどにより、輸入者又は通関業者に通知する必要があります（消法 57 の 8）（問 25 参照）。

したがって、特定少額資産販売事業者で価格表示の際に円換算していない場合、遅くとも当該通知までにあらかじめ事業者が定めた方法により円換算し、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかを判定する必要があります。



(簡易課税制度の適用関係)

問10 特定少額資産の譲渡について、簡易課税制度の適用関係を教えてください。

【答】

簡易課税制度により仕入控除税額を計算する場合において、その計算の基礎となる課税売上高や売上対価の返還等の金額には、特定少額資産の譲渡に係るものは含みません（消法37①）。

なお、基準期間における課税売上高が5千万円を超える事業者、その課税期間の初日において恒久的施設（所得税法第2条第1項第8号の4又は法人税法第2条第12号の19に規定する恒久的施設をいいます。）を有しない国外事業者は、簡易課税制度の適用を受けることはできません（消法37①）。

Ⅱ 特定少額資産販売事業者の登録制度

(特定少額資産販売事業者の登録の手続)

問 11 特定少額資産販売事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

【答】

特定少額資産の譲渡を行い、又は行おうとする事業者であって、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について、輸入免税の適用を受けて他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者（課税事業者に限られます。）は、納税地を所轄する税務署長に「特定少額資産販売事業者の登録申請書」を提出し、特定少額資産販売事業者の登録を受けることができます（消法 57 の 7 ①②）。

特定少額資産販売事業者の登録は課税事業者のみが受けることができますが、免税事業者であっても、

- ・ 基準期間における課税売上高が 1,000 万円超であることにより、翌課税期間から課税事業者となる場合
 - ・ 課税事業者選択届出書を提出することにより、課税事業者となることを選択する場合
- のように、特定少額資産販売事業者の登録を受けようとする課税期間において課税事業者となるときには、特定少額資産販売事業者の登録申請書を提出することができます（消基通 1－9－1）。

※ 特定少額資産販売事業者の登録申請書は、令和 9 年 4 月以降国税庁ホームページにおいて公表予定です。なお、公表された場合には国税庁ホームページ「[国境を越えた電子取引に係る消費税の課税関係について](#)」において公表されますので、そちらもご参照ください。

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、特定少額資産販売事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登載事項について国税庁ホームページにおいて公表（問 24 参照）するとともに、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとなります（消法 57 の 7 ③④⑤⑦）。

(特定少額資産販売事業者の登録に係る経過措置)

問 12 特定少額資産販売事業者の登録に係る経過措置について教えてください。

【答】

特定少額資産販売事業者の登録制度は、令和 10 年 4 月 1 日から導入することとされていますが、令和 9 年 10 月 1 日から、特定少額資産販売事業者の登録申請書を提出し、登録を受けることができる経過措置が設けられています（改正法附則 1 セト、21 ①）。

なお、特定少額資産販売事業者の登録は、課税事業者のみが受けることができますが（問 11 参照）、令和 10 年 4 月 1 日までの間は、特定少額資産の譲渡は消費税の課税対象外であるため、特定少額資産の譲渡のみを行う事業者は原則として免税事業者となります。この点、本経

過措置により登録申請を行う場合には、免税事業者であっても申請することができます。

本経過措置により、特定少額資産販売事業者の登録申請を行った免税事業者が、

- ・ 令和 10 年 4 月 1 日前に特定少額資産販売事業者の登録を受けた場合には、令和 10 年 4 月 1 日からその課税期間の末日まで、
- ・ 令和 10 年 4 月 1 日以後に登録を受けた場合には、その登録がされた日から課税期間の末日まで、

のそれぞれの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、消費税の納税義務は免除されません（改正法附則 21④）。

（特定少額資産販売事業者の登録の効力）

問13 特定少額資産販売事業者の登録の効力は、いつから生じるのですか。

【答】

特定少額資産販売事業者の登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、特定少額資産販売事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登載事項について国税庁ホームページにおいて公表するとともに、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとなります（消法 57 の 7③④⑤⑦）。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、特定少額資産販売事業者登録簿に登載された登録年月日（以下「登録日」といいます。）から生じます。

このため、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡について、保税地域からの引取り時の消費税が免除されるのは、登録日以後に行う特定少額資産の譲渡に係るものとなります（消基通 1－9－4）。

特定少額資産の譲渡の時において登録を受けていない場合は、登録日以後に保税地域から引取りをしたとしても、その引取りに係る消費税は免除されませんのでご注意ください（保税地域から引き取る際の課税価格の合計額が 1 万円以下である場合には、免税対象外物品（革製品、編物類等）である場合を除き、その引取り時の消費税は免除されます。）。

また、特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書等への特定少額資産販売事業者の登録番号等の記載等及び輸入者又は通関業者への通知（問 25 参照）も、登録日以後に行う特定少額資産の譲渡について行います。

なお、特定少額資産販売事業者の登録に係る経過措置（問 12 参照）により、令和 10 年 4 月 1 日前に登録を受けた場合には、その効力は令和 10 年 4 月 1 日から発生し、同日以後に行う特定少額資産の譲渡から上記対応を行うこととなります。

(特定少額資産販売事業者の登録の効果)

問14 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する商品の販売を行っていますが、当社が特定少額資産販売事業者の登録を受けた場合、どのような課税関係となるのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当する商品の販売を行った場合、その販売時に国内において行われた資産の譲渡として消費税の課税対象となります（消法4③）。

この点、特定少額資産販売事業者の登録の有無によって、特定少額資産の譲渡につき販売時に消費税の課税対象となるかどうかが変わるものではありません。

他方、特定少額資産販売事業者の登録を受けている場合には、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物を保税地域から引き取る際の消費税が免除されることとなります（消法8の2①）。

この免除の適用を受けるためには、輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）に特定少額資産販売事業者の登録番号及び当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨を付記することにより証明する必要があります（消法8の2②）。

(特定少額資産販売事業者の登録の任意性)

問15 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する商品の販売を行っていますが、特定少額資産販売事業者の登録を必ず受けなければならないのでしょうか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）に特定少額資産販売事業者の登録番号及び当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に該当する旨を付記することにより証明された場合には、保税地域からの引取り時の消費税が免除されますが（消法8の2）、特定少額資産販売事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です（消法57の7①）。

(特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡につき引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えた場合)

問16 特定少額資産販売事業者の登録を受けて、特定少額資産の譲渡に該当する1万円以下の商品を複数個販売し、まとめて発送したことにより保税地域からの引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えることとなった場合、保税地域からの引取り時に消費税が課されることになるのでしょうか。

【答】

課税貨物を保税地域から引き取る際の課税価格の合計額が1万円以下である場合には、免税対象外物品（革製品、編物類等）である場合を除き、その引取り時の消費税は免除され、1万円を超える場合には、他の免税規定に該当しない限り、その引取り時に消費税が課されることとなります（輸徴法13①一、関税定率法14十八、関税定率法施行令16の3）。

この点、保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、ご質問のように、保税地域からの引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えることとなったとしても、輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）に特定少額資産販売事業者の登録番号及び当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に該当する旨を付記することにより証明された場合には、保税地域からの引取り時の消費税が免除されます（消法8の2）。

（注） 保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るもので、その引取り時に1万円を超えるケースとして上記のまとめ発送のほか、免税対象外物品（革製品、編物類等）である場合や為替変動といったことが想定されますが、いずれの場合であっても輸入申告書等に特定少額資産販売事業者の登録番号等を付記することにより証明された場合には、保税地域からの引取り時の消費税が免除されます。

（特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に消費税が課税された場合）

問17 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する1万円以下の商品の販売を行いました。輸入申告書に特定少額資産販売事業者の登録番号を記載することなく通関したため、当該商品が免税対象外物品であることにより、保税地域からの引取り時にも消費税が課税されたという連絡を購入者から受けました。当社はどのように対応すればいいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡については、国内において行われた資産の譲渡として消費税の課税対象となります（消法4③）。

また、特定少額資産販売事業者の登録を受けていない場合や、ご質問のように輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）に特定少額資産販売事業者の登録番号を記載しなかった場合には、保税地域から引き取る際の課税価格の合計額が1万円以下であっても、免税対象外物品（革製品、編物類等）に該当すれば、保税地域からの引取り時にも消費税が課されることとなります（輸徴法13①一、関税定率法14十八、関税定率法施行令16の3）。

この点、課税事業者が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の引取り時にも消費税が課された場合には、当該特定少額資産の譲渡を行った事業者において、税関長から交付を受ける輸入許可書など消費税法第30条第9項第5号に規定する書類等を保存することにより、その課税貨物の引取りに係る消費税が課された日の属する課税期間における課税標準額に対する消費税額から当該特定少額資産の譲渡に係る消費税額^{（注1）}を控除することができます^{（注2）}（消法40①②）。

なお、特定少額資産の譲渡に係る相手方（購入者）が課税事業者である場合で、特定少額資産の譲渡を行った事業者が上記の控除の適用を受けたときは、当該特定少額資産の譲渡に係る課税仕入れを行う事業者（購入者）において、当該課税仕入れに係る仕入税額控除の適用を受けることはできません（消法40③）。

(注) 1 特定少額資産の譲渡の対価の額(税抜き)に100分の7.8(軽減税率対象の場合は100分の6.24)を乗じて算出した金額となります。

2 控除の適用を受ける場合、実務上、特定少額資産の譲渡の相手方(購入者)から、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の輸入許可書等を入手した上で、控除対象となった特定少額資産の譲渡に係る消費税等相当額については、当該特定少額資産の譲渡の相手方(購入者)に返金することとなるものと考えられます。

《参考：特定少額資産の譲渡における課税関係》

販売事業者 の納税義務	特定少額資産 販売事業者 の登録	場面	納税義務者	関税課税価格1万円以下の貨物	
				免税対象物品	免税対象外物品
課税事業者	有	販売時	販売事業者	課税	課税
		引取時	課税貨物の 引取者	免税 (消法8の2、輸徴法13①一)	免税 (消法8の2)
課税事業者	無	販売時	販売事業者	課税	課税 ※税額控除可(消法40)
		引取時	課税貨物の 引取者	免税 (輸徴法13①一)	課税
免税事業者	無	販売時	—	— (納税義務なし)	— (納税義務なし)
		引取時	課税貨物の 引取者	免税 (輸徴法13①一)	課税

(遡っての特定少額資産販売事業者の登録)

問18 課税期間の途中に申請書を提出した場合において課税期間の初日から特定少額資産販売事業者の登録を受けることはできますか。

【答】

特定少額資産販売事業者の登録は、遡って受けることはできません。登録の効力は、申請後に登録が行われてから生じることとなります(問13参照)。

(特定少額資産販売事業者の登録の拒否)

問19 特定少額資産販売事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否されることはありますか。

【答】

特定少額資産販売事業者の登録を受けようとする事業者が、以下の事業者の区分に応じ、それぞれ次のいずれかの事実該当しなければ、原則として、登録を拒否されることはありません(消法57の7⑤)。

【特定国外事業者以外の事業者の場合】^(注1)

- ① 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと
- ② 特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等を輸入者等（資産を輸入しようとする者及び通関業者）に交付し、若しくは提供し、又は特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に該当する旨を輸入者等に通知したことにより登録の取消しをされた日から1年を経過しない者であること
- ③ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること^(注2、3)

【特定国外事業者の場合】^(注1)

- ① 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいらないこと
- ② 納税管理人の届出をしていないこと
- ③ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること
- ④ 登録を取り消され（次のイからハのいずれかに該当したことにより取り消された場合に限ります。）、その取消しの日から1年を経過しない者であること
 - イ 特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等を輸入者等（資産を輸入しようとする者及び通関業者）に交付し、若しくは提供し、又は特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に該当する旨を輸入者等に通知したと認められること
 - ロ 消費税につき期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること
 - ハ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること
- ⑤ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること^(注2、3)

(注) 1 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない国外事業者をいいます（国外事業者の意義については問30参照）。

2 例えば、法人が消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合において、当該法人の代表者が法人とともに罰金以上の刑に処せられたときは、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しなければ、代表者は個人事業者としての登録も受けることができません。

3 「罰金以上の刑」には、各種加算税や延滞税の賦課決定処分は含まれません。

(特定少額資産販売事業者の登録の取りやめ)

問20 当社は3月決算法人であり、令和10年4月1日に特定少額資産販売事業者の登録を受けていましたが、令和11年4月1日から特定少額資産販売事業者の登録を取りやめたいと考えています。この場合、どのような手続が必要ですか。

【答】

特定少額資産販売事業者は、納税地を所轄する税務署長に「特定少額資産販売事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(以下「特定少額資産販売事業者登録取消届出書」といいます。)を提出することにより、特定少額資産販売事業者の登録の効力を失わせることができます(消法57の7⑩一)。

なお、この場合、原則として、特定少額資産販売事業者登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります(消法57の7⑩一)。

ただし、特定少額資産販売事業者登録取消届出書を、翌課税期間の初日から起算して15日前の日^(注)を過ぎて提出した場合は、翌々課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります(消法57の7⑩一、消令70の16③)。

したがって、ご質問の場合については、令和11年3月17日までに特定少額資産販売事業者登録取消届出書を提出する必要があります。

(注) 「翌課税期間の初日から起算して15日前の日」が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他一般の休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日であったとしても、これらの日の翌日とはなりません。

(事業の廃止や個人事業者の死亡、法人の合併による消滅があった場合の手続)

問21 特定少額資産販売事業者について、事業の廃止や個人事業者の死亡、法人の合併による消滅があった場合の手続について教えてください。

【答】

消費税法上、事業者が事業を廃止した場合は「事業廃止届出書」を、個人事業者が死亡した場合には「個人事業者の死亡届出書」を、合併による消滅の事実があった場合は「合併による法人の消滅届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出する義務があります(消法57①三、四、五)。

なお、「事業廃止届出書」を提出した場合は事業を廃止した日の翌日に、「個人事業者の死亡届出書」を提出した場合は個人事業者が死亡した日の翌日に、「合併による法人の消滅届出書」を提出した場合は法人が合併により消滅した日に、特定少額資産販売事業者の登録の効力が失われます(消法57の7⑩二、三、四)。

(注) 個人事業者の相続、法人の合併又は分割があった場合の、被相続人、被合併法人又は分割法人が受けた特定少額資産販売事業者の登録の効力は、これらの事業を承継した相続人、合併法人又は分割承継法人には及びません(消基通1-9-5)。したがって、

相続等により事業を承継した相続人等が、特定少額資産販売事業者の登録を受けるためには、新たに特定少額資産販売事業者の登録申請書を提出する必要があります。

(特定少額資産販売事業者の登録の取消し)

問22 特定少額資産販売事業者の登録が取り消されることはありますか。

【答】

税務署長は、以下の事業者の区分に応じ、それぞれ次の場合に特定少額資産販売事業者の登録を取り消すことができます（消法 57 の 7 ⑥）。

【特定国外事業者以外の事業者である場合】^(注1)

- ① 1 年以上所在不明であること^(注2)
- ② 事業を廃止したと認められること^(注3)
- ③ 死亡したと認められること^(注3)
- ④ 合併により消滅したと認められること^(注3)
- ⑤ 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと
- ⑥ 特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等を輸入者等に交付し、若しくは提供し、又は特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に該当する旨を輸入者等に通知したと認められること
- ⑦ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと
- ⑧ 登録拒否要件に関する事項について、虚偽の記載をした申請書を提出し、登録を受けたこと

【特定国外事業者である場合】^(注1)

- ① 事業を廃止したと認められること^(注2)
- ② 死亡したと認められること^(注3)
- ③ 合併により消滅したと認められること^(注3)
- ④ 期限内申告書の提出期限までに、消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面が提出されていないこと
- ⑤ 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと
- ⑥ 特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等を輸入者等に交付し、若しくは提供し、又は特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に該当する旨を輸入者等に通知したと認められること
- ⑦ 消費税につき期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること
- ⑧ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること

⑨ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと^(注4)

⑩ 登録拒否要件に関する事項について、虚偽の記載をした申請書を提出し、登録を受けたこと

(注) 1 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない国外事業者をいいます（国外事業者の意義については問30参照）。

2 「所在不明」については、例えば、消費税の申告書の提出がないなどの場合において、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者と必要な連絡が取れないときなどが該当します。

3 消費税法上、事業者に、事業の廃止の事実があった場合は「事業廃止届出書」を、死亡の事実があった場合は「個人事業者の死亡届出書」を、合併による消滅の事実があった場合は「合併による法人の消滅届出書」をそれぞれ提出する義務があります（これらの届出書の提出により登録は失効します（消法57①三、四、五、57の7⑩））。

4 「罰金以上の刑」には、各種加算税や延滞税の賦課決定処分は含まれません。

（特定少額資産販売事業者の登録番号の構成）

問23 特定少額資産販売事業者の登録番号は、どのような構成ですか。

【答】

特定少額資産販売事業者の登録番号は、「S」（ローマ字）＋数字7桁となります。

なお、法人番号や適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者の登録番号、輸入申告時に用いるプラットフォーム等コードとは異なります。

（特定少額資産販売事業者に関する情報の公表方法）

問24 特定少額資産販売事業者に関する情報は、どのような方法で公表されますか。

【答】

特定少額資産販売事業者に関する情報（登録日など特定少額資産販売事業者登録簿に登録された事項）は、国税庁ホームページにおいて公表されます（消法57の7④⑪、消令70の16②）。また、特定少額資産販売事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が国税庁ホームページにおいて公表されます。具体的な公表事項は次のとおりです。

① 特定少額資産販売事業者の氏名又は名称

② 法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地

③ 特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

④ 登録番号

⑤ 登録年月日

⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

(特定少額資産販売事業者の義務)

問25 特定少額資産販売事業者の登録を受けた場合、どのような義務が生じるのでしょうか。

【答】

特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡を行った場合には、特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書等に、①特定少額資産販売事業者の登録番号、②特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨を記載し又は記録し、特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又は輸入の申告を代理する通関業者に対し①及び②の事項を通知する必要があります（消法 57 の 8）。

(「仕入書等」の意義と記載方法)

問26 特定少額資産販売事業者が、特定少額資産の譲渡を行った場合には、特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨を発送に係る仕入書等に記載又は記録して輸入者等に通知する必要があるとのことですが、「仕入書等」とはどのような書類のことをいうのでしょうか。また、特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨はどのように記載すればいいのでしょうか。

【答】

特定少額資産販売事業者は、仕入書等に特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨を記載し又は記録して輸入者等に通知する必要がありますが（問 25 参照）、ここでいう仕入書等とは、具体的には、輸入申告において提出が求められている品物の品名、数量、価格などを記載したもので、品物の仕出国で作成されたもの（仕入書＝輸入インボイス）や、特定少額資産の発送に係る書類において特定少額資産販売事業者の登録番号等を確認することができるものであればこれに該当します。

また、仕入書等に記載又は記録する「特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨」については、特定少額資産の譲渡に係る資産であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の資産ごとに特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨（例えば、JCT（Japan Consumption Tax）Paid といった記載が考えられます。）が記載等されている場合のほか、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、これらの記号・番号等が「特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨」を別途、明らかにしていれば「特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨」の記載等があると認められます。

ただし、一の仕入書等の中に複数の特定少額資産販売事業者が販売した特定少額資産の譲渡に係る資産が含まれている場合は、それが識別できるように表示がなされる必要があります。

《イメージ》

特定少額資産の譲渡に該当する旨 例：JCT Paid

INVOICE

作成日 (Date) : Jun. 1st. 2028
作成場所 (Place): XXX

内容品の記載 (Description)	正味重量 (Net Weight) kg	数量 (Quantity)	単価 (Unit Price)	合計額 (Total Amount)
			通貨 (Currency) JPY	
Stationery				
Ballpoint pen (JCT Paid)	0.3kg	3	¥2,500	¥7,500
Notebook (JCT Paid)	0.4kg	2	¥600	¥1,200
Electronic equipment				
computer	2.5kg	1	¥99,800	¥99,800
...				
...				

KOKUZEI Inc.
1234...

INVOICE

作成日 (Date) : Jun. 1st. 2028
作成場所 (Place): XXX

内容品の記載 (Description)	正味重量 (Net Weight) kg	数量 (Quantity)	単価 (Unit Price)	合計額 (Total Amount)
			通貨 (Currency) JPY	
Stationery				
Ballpoint pen ☆	0.3kg	3	¥2,500	¥7,500
Notebook ☆	0.4kg	2	¥600	¥1,200
Electronic equipment				
computer	2.5kg	1	¥99,800	¥99,800
...				
...				

KOKUZEI Inc.
1234...

特定少額資産販売事業者の登録番号「1234...」

- ・ 特定少額資産の譲渡に係る資産には「☆」などを記載
- ・ 「☆」が特定少額資産の譲渡に係る資産であることを記載

(特定少額資産販売事業者に係る事業者免税点制度の適用制限)

問27 当社は特定少額資産販売事業者ですが、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、免税事業者となりますか。

【答】

特定少額資産販売事業者は、その登録の効力が生じている課税期間について事業者免税点制度の適用はなく、免税事業者とはなりません（消法9①）。

(適格請求書発行事業者の登録との関係)

問28 当社は、特定少額資産販売事業者の登録を受ける予定ですが、この登録とは別に適格請求書発行事業者の登録を受ける必要がありますか。

【答】

特定少額資産の譲渡は、国内において行われる資産の譲渡等に該当することから、その販売先（輸入者）が課税事業者の場合には、当該事業者から仕入税額控除のために必要な適格請求書又は適格簡易請求書（以下「適格請求書等」といいます。）の交付を求められる場合があります。

特定少額資産販売事業者の登録（消法 57 の 7）は、その登録によって特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税が免除される効果が生じるものであり（消法 8 の 2）（問 14 参照）、適格請求書等を交付するためには、特定少額資産販売事業者の登録とは別に適格請求書発行事業者の登録を受ける必要がありますが（消法 57 の 2）、当該登録は事業者の任意となっておりますので、登録を受けるかどうかは事業者の事業実態に応じてご検討ください。

※ 適格請求書発行事業者の登録手続など適格請求書等保存方式に関する情報は国税庁ホームページ「[インボイス制度特設サイト](#)」において公表されていますので、そちらをご参照ください。

Ⅲ 資産の譲渡に係るプラットフォーム課税の概要

(資産の譲渡に係る「プラットフォーム課税」の概要)

問29 資産の譲渡に係る「プラットフォーム課税」の概要を教えてください。

【答】

国外事業者が対価を得て国内において行う資産の譲渡や、事業者（国外事業者に限られません。）が行う特定少額資産の譲渡（問1参照）については、原則として、当該資産の譲渡を行う事業者が申告・納税を行うこととされています。

ただし、令和10年4月1日以後に、事業者がデジタルプラットフォーム（問31参照）を介して行う次の資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者※を介して当該資産の譲渡の対価を収受するものについては、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととされました（プラットフォーム課税）（消法15の3①）。

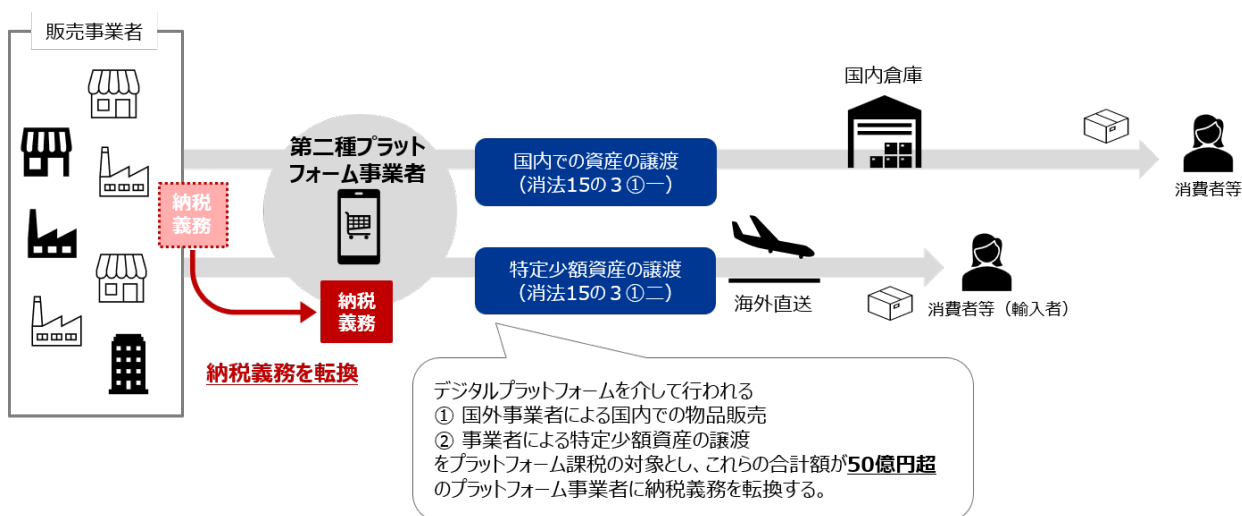
① 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）

② 事業者が行う特定少額資産の譲渡

（注） 特定少額資産の譲渡と異なり、国内において行う資産の譲渡でプラットフォーム課税の対象となるものは、国外事業者が行うものに限られますので、例えば、国内事業者が国内において行う資産の譲渡と特定少額資産の譲渡の両方を行っている場合にプラットフォーム課税の対象となるのは特定少額資産の譲渡のみであり、国内において行う資産の譲渡については国内事業者自身で申告・納税を行うことになります。

※ 第二種プラットフォーム事業者とは、指定要件（問40参照）を満たす事業者として、国税庁長官から指定を受けた事業者をいいます。

《プラットフォーム課税のイメージ》



（「国外事業者」の意義）

問30 「国外事業者」とはどのような者ですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡であって、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

上記①の「国外事業者」とは、次の者をいいます（消法 2 ①四の二、所得税法 2 ①五、法人税法 2 四）。

① 非居住者※¹である個人事業者

② 外国法人※²

※ 1 非居住者とは、居住者（日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人）以外の個人をいいます。

※ 2 外国法人とは、内国法人（日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人）以外の法人をいいます。

（「デジタルプラットフォーム」の意義）

問31 「デジタルプラットフォーム」とはどのようなものですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

この「デジタルプラットフォーム」とは、不特定かつ多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であって、当該場を介して当該場を提供する者以外の者が資産の譲渡等を行うために、当該資産の譲渡等に係る情報を表示することを常態として不特定かつ多数の者に電気通信回線を介して提供されるものをいい、例えばオンラインマーケットプレイスや当該場を提供する個人輸入代行サイトなどがこれに該当します（消法 15 の 2 ①）。

Ⅳ プラットフォーム課税の対象範囲等

(国外事業者が国内において行う資産の譲渡)

問32 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当社の EC モールにおいては、国外事業者も出店することができることとしております。当社の EC モールに出店する当該国外事業者は、国内に輸入した商品を、当社以外の倉庫会社が所有する国内の倉庫にあらかじめ保管しておき、注文を受けた都度、その倉庫から出荷・販売しています。この国外事業者の商品の販売に関しては、当社が購入者から商品代金を回収しています。この場合、当該国外事業者が行う商品の販売は、プラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

ご質問の場合、国外事業者が国内の倉庫に所在する資産を販売するものであるため、国外事業者が国内において行う資産の譲渡に該当し、その資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われ、貴社を介してその対価を収受するとのことですので、貴社が第二種プラットフォーム事業者であれば、当該国外事業者が行う商品の販売は、プラットフォーム課税の対象となります。

なお、その譲渡時においてその資産が所在していた場所が国内であれば、「国内において行う資産の譲渡」となりますので（消法 4 ③一）、ご質問のように商品が倉庫会社の国内倉庫で保管されている場合に限らず、商品販売を行う国外事業者の国内倉庫やプラットフォーム事業者の国内倉庫で保管されている場合であっても、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して販売し、その対価が第二種プラットフォーム事業者を介して収受されるものであれば、プラットフォーム課税の対象となります。

(国外事業者が国内において行う資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等)

問33 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当社の EC モールにおいては、国外事業者が国内において行う商品販売に付随して、有償の設置工事がオプションとして設定される場合があります。また、一定金額以下の商品販売については、別途送料が設定されています。これらの設置工事費や送料は商品代金と併せて当社を介して国外事業者が収受することになっていますが、設置工事費及び送料も含めて、プラットフォーム課税の対象となるのでしょうか。なお、商品販売については特定少額資産の譲渡に該当するものではありません。

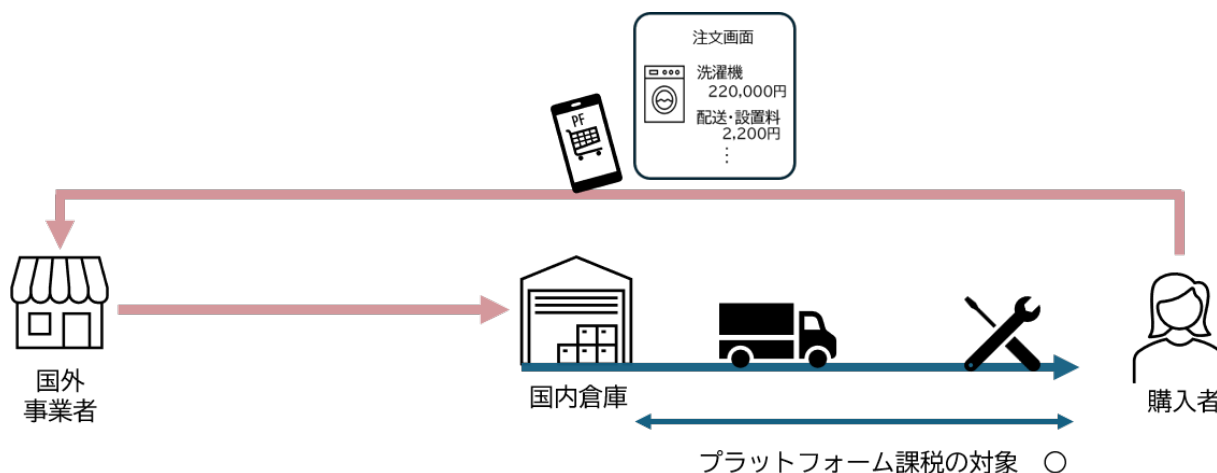
【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡を除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

上記①の国内において行う資産の譲渡については、当該資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等を含むものとされており、例えば、販売する資産の運送や据付けなど、資産の譲渡に関して国外事業者が国内において行う資産の譲渡等で、当該資産の譲渡とともにデジタルプラットフォームを介して行われるものが該当します（消基通 5-10-5）。

ご質問の場合、国内に所在する商品販売に付随して、国内において当該商品の設置工事や運送が行われ、その対価である設置工事費や送料についてプラットフォーム事業者を介して国外事業者が収受するものであり、貴社が第二種プラットフォーム事業者に該当するのであれば、当該設置工事や運送についてもプラットフォーム課税の対象となります。

《イメージ》



（「プラットフォーム事業者を介して収受するもの」の意義）

問34 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当該 EC モールの利用契約上、当該 EC モールを介して事業者が行う商品の販売の対価については、当社が商品の購入者から集金し、一定の手数料を差し引いた上で、商品の販売を行う事業者を支払うこととなっています。当社は、この支払事務を他の事業者へ委託しており、商品の販売を行う事業者は、商品販売の対価を当該他の事業者を経由して収受することとなりますが、プラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

ご質問の場合、貴社の提供する EC モール（デジタルプラットフォーム）の利用契約上、資産の譲渡の対価については、プラットフォーム事業者である貴社が購入者から集金して、商品の販売を行う事業者を支払うこととなっているとのことですから、販売事業者への支払事務を他の事業者へ委託しているとしても、「第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するもの」に該当します。

したがって、貴社が第二種プラットフォーム事業者である場合には、上記①及び②の取引についてプラットフォーム課税の対象となります。

（注） プラットフォーム事業者が第二種プラットフォーム事業者の指定要件（問 40 参照）を満たすかどうかの判定においても同様です。

（プラットフォーム事業者を介さずに資産の譲渡の対価を収受する場合）

問35 当社はプラットフォーム事業者ですが、当社が提供するデジタルプラットフォームを介して、事業者が商品の販売を行っており、その商品の販売の対価について、当社を介さずに事業者が商品の購入者から直接収受するものがありますが、これはプラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

ご質問のように商品の販売の対価を販売事業者が貴社を介さずに商品の購入者から直接収受するものについては、プラットフォーム課税の対象となりません。

(注) プラットフォーム事業者が第二種プラットフォーム事業者の指定要件(問 40 参照)を満たすかどうかの判定にあたり、プラットフォーム事業者を介してその対価を収受しないものについては、指定要件に係る 50 億円を超えているかどうかの判定金額には含めません。

(資産の譲渡に係るプラットフォーム事業者による国外事業者の判定等)

問36 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者が国外事業者であるかどうかについてはどのように判定したらよいでしょうか。

また、デジタルプラットフォームを介して行われる資産の譲渡が、国内において行う資産の譲渡であるかどうかや特定少額資産の譲渡に該当するものかどうかはどのように判定したらよいでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となるのは、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。以下問 36 において同じです。)及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです(消法 15 の 3 ①)。

プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たっては、次の判定をそれぞれ次に掲げる方法のように客観的かつ合理的な基準により判定することとして差し支えありません(消基通 5-10-6)。

1 国内において資産の譲渡を行う事業者が国外事業者かどうかの判定

資産の譲渡を行う事業者が、デジタルプラットフォームの利用契約等において申し出た本店所在地により判定する方法

《イメージ》



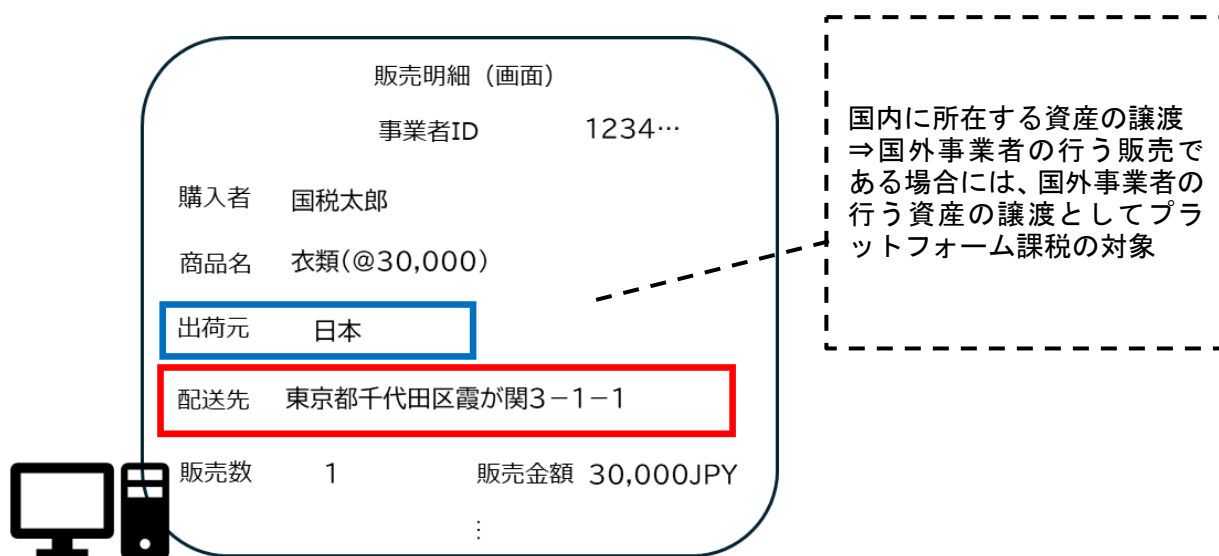
販売者登録情報(画面)	
事業者名	KOKUZEI Inc.
事業者ID	1234...
代表者	KOKU ZEI
連絡先	KOKUZEI@xxx
所在地	Room 1234 ... China
⋮	

※ 上記のほか、法人である場合には登記簿、個人事業者である場合には住民票の写しや運転免許証などにより、国内に所在地があることを確認できた場合には国内事業者として扱い、確認できない場合には国外事業者として扱うといったように事業者の申出以外の事項を含めた判定も客観的かつ合理的な基準によるものと認められます。

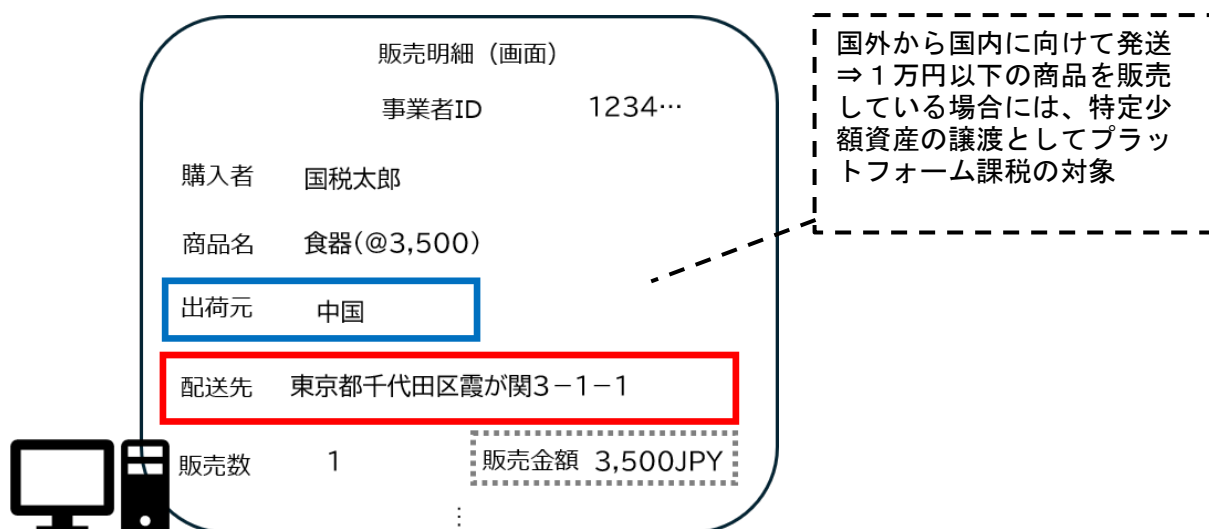
2 国内において行う資産の譲渡又は特定少額資産の譲渡に該当するかどうかの判定

資産の譲渡を行う事業者がデジタルプラットフォーム上に登録した資産の出荷地及び資産の購入者がデジタルプラットフォーム上に登録した配送先により判定する方法

《イメージ①》



《イメージ②》



(資産の譲渡を行う事業者が課税事業者であるかどうかの確認)

問37 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者が、消費税の課税事業者であるかどうかを確認する必要がありますか。

【答】

デジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者が消費税の課税事業者であるかどうかにかかわらず、デジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う資産の譲渡及び事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものであれば、プラットフォーム課税の対象となりますので(消法 15 の 3 ①)、これらの資産の譲渡を行う事業者が消費税の課税事業者であるかどうかを確認する必要はありません。

(第二種プラットフォーム事業者によるみなし仕入税額控除の適用関係)

問38 当社は第二種プラットフォーム事業者の指定を受けていますが、国外事業者が当社の国内倉庫から商品を出荷して販売するに当たり負担している費用に係る課税仕入れや当該国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税額のうち、当社が行ったとみなされる資産の譲渡にのみ要するものについては、当社が仕入税額控除の適用を受けることができないでしょうか。

【答】

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。以下問39について同じです。)で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものは、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます(消法 15 の 3 ①)。

他方で、当該国外事業者がその出荷のために負担した費用に係る国内における課税仕入れや、その課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税額については当該国外事業者の仕入税額控除の対象となります(消法 30 ①)。

ただし、このような課税仕入れや課税貨物の保税地域からの引取りについて、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる資産の譲渡にのみ要するものに該当するときは、事前に当該国外事業者の承諾を得ることにより、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、消費税法第 30 条《仕入れに係る消費税額の控除》の適用を受けることができます(以下「みなし仕入税額控除」といいます。)(消法 15 の 3 ⑮)。この承諾は、国外事業者とプラットフォーム事業者双方で認識できる方法であれば、その方法は問いません。

また、課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、帳簿及び適格請求書等の保存が必要となり、課税貨物の引取りに係る消費税額について仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿及び課税貨物を保税地域から引き取る事業者が税

関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第 67 条に規定する輸入の許可をいいます。）を証する書類（輸入許可書）等の保存が必要となります（消法 30⑦）。

この点、保存する適格請求書等の宛名や輸入許可書の輸入者名義が国外事業者となりますが、第二種プラットフォーム事業者の名義に修正等をする必要はありません。

なお、第二種プラットフォーム事業者がみなし仕入税額控除の適用を受けた課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税額については、国外事業者において仕入税額控除を行うことはできませんので（消基通 5-10-8）、国外事業者から承諾を得る際にその点について国外事業者との間で認識を共有しておくことが必要となります。

（第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる資産の譲渡にのみ要するものの意義）

問39 当社は第二種プラットフォーム事業者の指定を受けており、国外事業者が当社の国内倉庫から商品を出荷して販売するに当たり負担している費用など、当社が行ったとみなされる資産の譲渡にのみ要するものについて、仕入税額控除の適用を受けることができるのですが、「資産の譲渡にのみ要するもの」の範囲や判定時期について教えてください。

【答】

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。以下、問 40 において同じです。）に係る国内での課税仕入れ及び当該国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りについて、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる資産の譲渡にのみ要するものに該当するときは、事前に当該国外事業者の承諾を得ることにより、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、消費税法第 30 条《仕入れに係る消費税額の控除》の適用を受けることができます（消法 15 の 3 ⑮）。

この「資産の譲渡にのみ要するもの」とは、国外事業者が国内において資産の譲渡を行うためにのみ必要な課税仕入れ等をいい、例えば、当該資産の譲渡に係る資産を保管している国内倉庫における荷役作業や当該資産に係る課税貨物の保税地域からの引取りが該当し、また、「資産の譲渡にのみ要するもの」かどうかの判定は、課税仕入れを行った日又は課税貨物を保税地域から引き取った日の状況によることとなります（消基通 5-10-7）。

この点、例えば、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して商品販売を行うために、事前に当該国外事業者が当該商品を保税地域から引き取って（国内に輸入して）貴社の国内倉庫に保管していた場合において、他のプラットフォーム事業者を介して商品販売が行われた場合であっても、（主として）貴社を介して商品販売を行うものとして引き取られるものについては、当該課税貨物の引取りに係る消費税額について、貴社のみなし仕入税額控除の適用対象として差し支えありません。この場合、当該引取りに係る消費税額については、他のプラットフォーム事業者においてみなし仕入税額控除の適用対象とすることはできませんので、国

外事業者から承諾を得る際などにその点についても国外事業者との間で認識を共有しておくことが必要となります。

なお、一の課税仕入れ等に係る消費税額について、複数の第二種プラットフォーム事業者で分割してみなし仕入税額控除の適用対象とすることはできません。

V 第二種プラットフォーム事業者の指定等

(プラットフォーム事業者の届出義務)

問40 第二種プラットフォーム事業者の指定要件及びプラットフォーム事業者の届出義務について教えてください。

【答】

プラットフォーム事業者は、次の指定要件を満たす場合には、その課税期間の確定申告書の提出期限^{※1、2}までに「第二種プラットフォーム事業者の指定届出書」(以下「指定届出書」といいます。)を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります(消法15の3③)。

なお、その課税期間の末日において既に第二種プラットフォーム事業者である場合は、当該課税期間につき指定要件を満たすこととなったとしても、改めて指定届出書を提出する必要はありません。

《指定要件》

プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。)及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するもの^{※3}の合計額^{※4、5}が、50億円を超えること

※1 申告義務がない場合は、申告義務があるとした場合の提出期限(法人であれば、その事業年度の末日の翌日から、原則、2月以内)となります。

※2 法人であれば、その課税期間の末日の翌日から、2月以内となりますが、法人の確定申告書の提出期限の特例(消法45の2①)の適用を受けている場合は、その延長された提出期限となります。

※3 消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、当該相当する額を含みます。

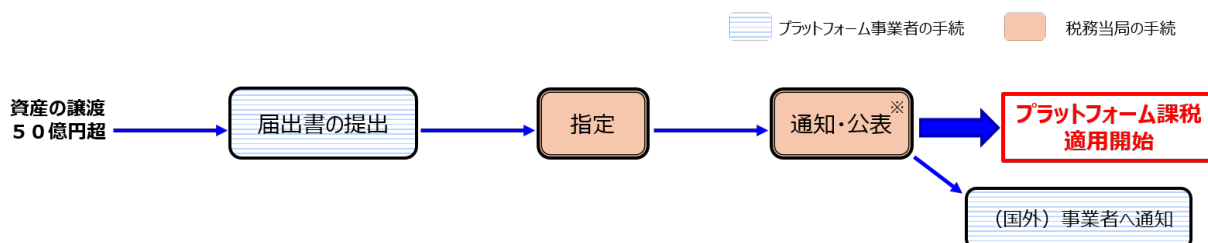
※4 課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算します。

※5 プラットフォーム事業者が複数のデジタルプラットフォームを提供している場合には、その提供する全てのデジタルプラットフォームを介して行われる①及び②の資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額となります。

(注) 1 制度開始時における届出及び指定に係る経過措置があります(問42参照)。

2 第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる特定少額資産の譲渡について、特定少額資産販売事業者の登録を受ける場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が登録申請を行うこととなります(問46参照)。

《イメージ：第二種プラットフォーム事業者に係る指定から適用までの流れ》



※その他、プラットフォーム事業者の公表事項に変更があった場合には、届出の上、公表されます。

(参考) 第二種プラットフォーム事業者に係る各種届出書等の様式は、令和8年8月以降国税庁ホームページにおいて公表予定です。なお、公表された場合には国税庁ホームページ「[国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税関係について](#)」において公表されますので、そちらもご参照ください。

(第二種プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日【原則】)

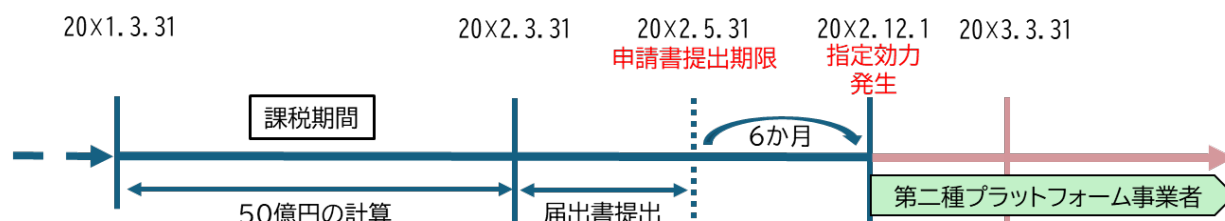
問41 第二種プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日について教えてください。

【答】

国税庁長官は、プラットフォーム事業者から指定届出書の提出があった場合、第二種プラットフォーム事業者として指定します(指定届出書の提出がない場合であっても、指定要件(問40 参照)を満たす場合は第二種プラットフォーム事業者として指定します。)(消法 15 の3 ②)。

当該指定は、指定届出書の提出期限(問40 参照)(その提出期限までに指定届出書の提出がない場合は、指定通知を発した日)から6か月を経過する日の属する月の翌月の初日に指定の効力が生じます(指定の効力が生ずる日からプラットフォーム課税の対象となります。)

【例】 3月決算法人の場合



(注) 制度開始時における届出及び指定に係る経過措置があります(問42 参照)。

なお、国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者を指定したときは、第二種プラットフォーム事業者に対して通知するとともに、国税庁ホームページに次の事項を公表します(消法 15 の3 ④、消令 30 ⑤)。

- ① 第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称
- ② 第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称
- ③ 第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日

(制度開始前の第二種プラットフォーム事業者に係る届出及び指定に係る経過措置)

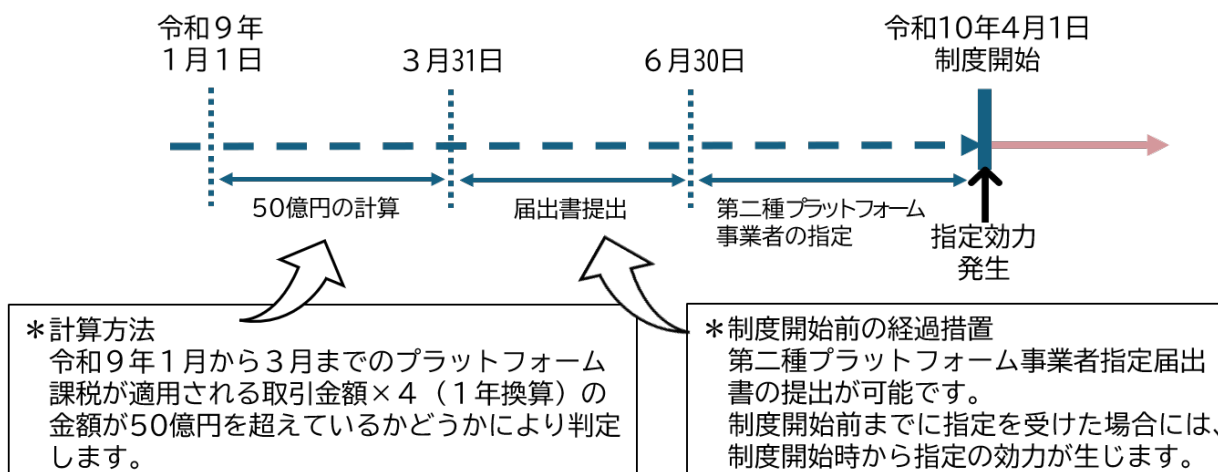
問42 当社は日本国内向けのECモールを運営しているプラットフォーム事業者ですが、制度開始前に行うべき届出や申請について教えてください。

【答】

経過措置により、プラットフォーム事業者は、令和9年1月1日からプラットフォーム課税

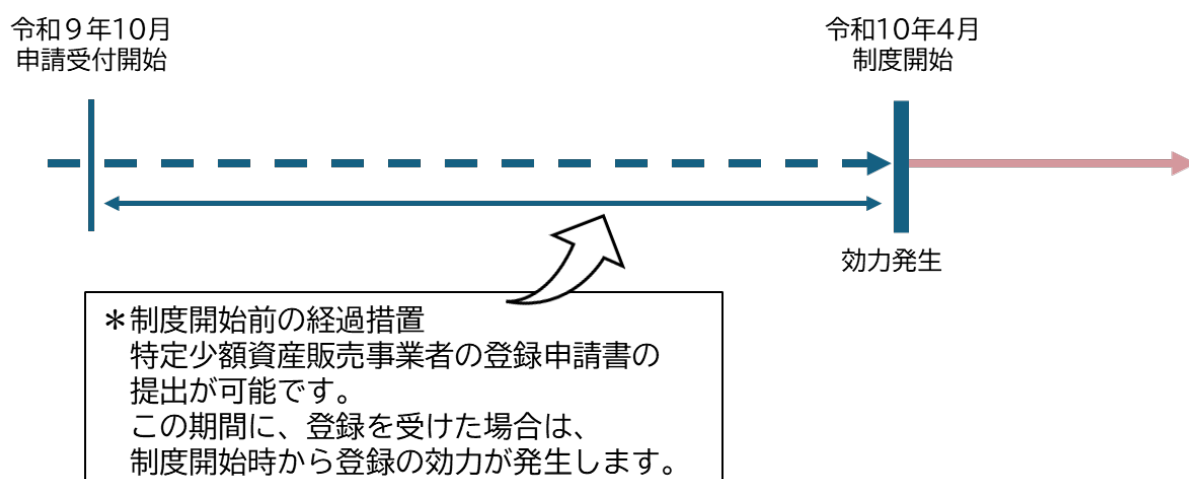
の適用があるものとして、同日から令和9年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となる国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び事業者が行う特定少額資産の譲渡の合計額を計算し、これに4を乗じて得た金額が50億円を超える場合には、令和9年6月30日までに指定届出書を提出する必要があります（改正法附則20②③）。

この場合において国税庁長官による指定が行われた場合には、令和10年4月1日から指定の効力が生じます（改正法附則20②）。



また、上記経過措置により、第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた事業者は、プラットフォーム課税の対象となる特定少額資産の譲渡の有無を踏まえて、令和9年10月1日以後に特定少額資産販売事業者の登録申請の可否を判断していただく必要があります（改正法附則21①）。

（注） 第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる特定少額資産の譲渡について、特定少額資産販売事業者の登録を受ける場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が登録申請を行うこととなります（問46参照）。



(令和9年1月から3月末までの期間における50億円の判定について)

問 43 当社は、日本国内向けのECモールを運営しているプラットフォーム事業者ですが、システム改修が間に合わず、経過措置の適用に当たって、令和9年1月から3月末までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となる金額の集計を正確に行うことが難しい状況です。他方、ECモール（デジタルプラットフォーム）を介する日本国内向けの売上高のうちに占める国外事業者の売上高（決済金額が1万円以下のもの）に4を乗じた金額は50億円を超えていることは明らかです。このような場合、同期間においてプラットフォーム課税の対象となる金額が50億円を超えていると判断してもよろしいでしょうか。

【答】

経過措置により、プラットフォーム事業者は、令和9年1月1日からプラットフォーム課税の適用があるものとして同日から令和9年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となる国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び事業者が行う特定少額資産の譲渡の合計額を計算し、これに4を乗じて得た金額が50億円を超える場合には、令和9年6月30日までに指定届出書を提出する必要があります（改正法附則20②③）。

この点、システム改修が間に合わないことなどにより、令和9年1月1日から令和9年3月31日までの期間における上記の合計額を正確に集計することが困難な場合には、合理的な方法により計算した結果、50億円を超えることが明らかであれば、当該方法により算定した金額により判定して差し支えありません（合理的な方法により計算した結果、50億円を下回ることが明らかであれば、指定届出書を提出する必要はありません。）。

ご質問の場合、貴社のECモールを介して国外事業者が行う日本国内向けの取引（決済金額が1万円以下のもの）については、国内に所在する商品の販売を行うものであるか、国外から国内向けに商品販売を行うものであるか不明であったとしても、国内に所在する商品の販売を行うものであれば、「国外事業者が国内において行う資産の譲渡」に該当するものと考えられ、また、国外から国内向けに商品販売を行うものであれば、一の資産の対価の額が1万円以下であり、「特定少額資産の譲渡」に該当するものと考えられ、いずれもプラットフォーム課税の対象となるものですので、同期間に行われた当該取引の金額に4を乗じた金額により、50億円を超えるかどうかを判定し、当該金額により指定届出書を提出して差し支えありません。

なお、この方法では、プラットフォーム課税の対象となる国外事業者が国内で行う資産の譲渡（決済金額が1万円超のもの）が含まれていないことから、算定した金額が50億円以下となる場合において、当該金額に基づく判定により、指定届出書の提出が不要と判断することは合理的な基準によるものとは認められませんので、ご注意ください。

(第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の事業者への通知)

問44 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税の対象になる旨を通知しなければならないのでしょうか。

【答】

国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、当該プラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡を行う事業者に対して、当該資産の譲渡がプラットフォーム課税の対象となる旨及びプラットフォーム課税の対象となる年月日（第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日）を速やかに通知する必要があります（消法 15 の 3 ⑤）。

なお、この通知については、例えば、プラットフォーム課税の開始に伴い事業者との間の利用規約を変更する場合において変更事項の説明にあわせて通知事項を明示する、事業者との間で行う通常の連絡メールの中で通知事項を明示するなど、通知の形式・方法は問いませんが、第二種プラットフォーム事業者のウェブサイトや、第二種プラットフォーム事業者の提供するデジタルプラットフォームの利用規約において記載されているのみの場合には、事業者への「通知」に当たりませんのでご注意ください。

いずれにしても、事業者において、当該資産の譲渡が新たにプラットフォーム課税の対象となることを認識できるように「通知」する必要があります。

(第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の申告・納税)

問45 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が申告・納税するということがよいのでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日（プラットフォーム課税の対象となる日）以後は、第二種プラットフォーム事業者の課税売上げとして納付すべき消費税を計算し、申告・納税を行うこととなります（消法 15 の 3 ①）。

なお、申告に当たっては、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡の対価の合計額等を記載した明細書を確定申告書に添付する必要があります（消法 15 の 3 ⑩、消規 11 の 6 ⑤）。

(第二種プラットフォーム事業者による特定少額資産販売事業者の登録)

問46 当社は第二種プラットフォーム事業者ですが、特定少額資産販売事業者の登録を受ける必要があるのでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされますので、第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について、輸入免税の適用を受けて輸入者等に保税地域からの引取りを行わせようとする場合には、第二種プラットフォーム事業者が特定少額資産販売事業者の登録を受ける必要があります(特定少額資産販売事業者の登録手続については問11 参照)。

なお、第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入者等に対し発送するのは、当該第二種プラットフォーム事業者ではなく、販売事業者であることも想定されますので、特定少額資産販売事業者の義務(問25 参照)である登録番号等の仕入書等への記載又は記録及び輸入者等への通知について販売事業者が行う場合でも、第二種プラットフォーム事業者がその義務を履行したものととして取り扱われます(消基通1-9-6)。

(プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係るインボイス交付義務)

問47 当社は第二種プラットフォーム事業者であり、適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)ですが、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について、当該資産の譲渡の相手方(課税事業者)から適格請求書(インボイス)の交付を求められたときは、当社が適格請求書を交付することとなるのですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされますので、第二種プラットフォーム事業者が適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)である場合、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について、当該資産の譲渡の相手方(課税事業者)から適格請求書等の交付を求められたときは、第二種プラットフォーム事業者が適格請求書等を交付する必要があります(消法15の3①、57の4①)。

この場合、適格請求書等に記載すべき「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」は、第二種プラットフォーム事業者の「氏名又は名称」及び「登録番号」となります。

なお、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡は、適格簡易請求書(簡易インボイス)の交付ができる事業に該当します(消法57の4②、消令70の11)。

適格簡易請求書の記載事項は、適格請求書の記載事項と比べると、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要である点、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる点が異なります。

適格簡易請求書の具体的な記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率※

※ 「税率ごとに区分した消費税額等」と「適用税率」を両方記載することも可能です。

（第二種プラットフォーム事業者に係る事業者免税点制度の適用制限）

問48 第二種プラットフォーム事業者であっても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、免税事業者となりますか。

【答】

第二種プラットフォーム事業者は、その指定の効力が生じている（プラットフォーム課税の対象となる）課税期間は事業者免税点制度の適用はなく、免税事業者とはなりません（消法9①、15の3⑭）。

また、簡易課税制度の適用ありません（消法15の3⑭、37①）。

（注） 免税事業者であるプラットフォーム事業者が第二種プラットフォーム事業者の指定を受けて、課税期間の途中で第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生じた（プラットフォーム課税の対象となった）場合であっても、その課税期間の初日から課税事業者となります。

（プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に対価の返還等があった場合）

問49 当社は、令和10年4月1日に第二種プラットフォーム事業者となりましたが、同日前に事業者が当社の提供するデジタルプラットフォームを介して行った資産の譲渡（同日以後に行ったらすればプラットフォーム課税の対象となるもの）について、同日以後、その対価の一部の返還等が行われた場合、当社において、その返還等の金額に係る消費税額を控除することはできるでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる前に事業者がデジタルプラットフォームを介して行った資産の譲渡について、その対価の全部又は一部の返還等が行われた場合には、当該事業者において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することとなるため、貴社が第二種プラットフォーム事業者となった令和10年4月1日以後にその返還等が行われた場合であっても、貴社において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することはできません。

なお、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、第二種プラットフォーム事業者となった令和10年4

月 1 日以後に事業者が行うプラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について対価返還等が行われた場合には、第二種プラットフォーム事業者である貴社において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することとなります（消法 38①）。

この場合において、対価返還等に係る税額控除ではなく、税率毎に合理的に区分した上で売上金額から控除する経理処理も継続的に行っているときは、その処理も認められることとなります（消基通 14－1－8）。

（第二種プラットフォーム事業者となった場合の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算）

問50 当社（3月決算）は、令和10年4月1日から第二種プラットフォーム事業者となりましたが、令和11年3月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算はどのようになりますか。

【答】

中間申告義務が生じるかどうかは、直前の課税期間の確定消費税額により判定し、また、中間納付税額についても、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として算出します（消法 42①）。

したがって、ご質問のように、令和 10 年 4 月 1 日から第二種プラットフォーム事業者となるとしても、直前の課税期間である令和 10 年 3 月期の確定消費税額により、令和 11 年 3 月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算を行うこととなります。

なお、中間申告対象期間について、直前の課税期間の確定消費税額によらず、仮決算により計算した消費税額等により中間申告・納付を行う場合、中間納付税額の計算に当たって、令和 10 年 4 月 1 日以後に行われるプラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡の対価の額を課税売上げに含めることとなります（消法 43①）。

Ⅵ 第二種プラットフォーム事業者の公表事項の変更・指定の解除等

（第二種プラットフォーム事業者の公表事項の変更）

問51 第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた後において、その提供するデジタルプラットフォームの名称等に変更があった場合の手続について教えてください。

【答】

第二種プラットフォーム事業者は、国税庁ホームページに公表されている第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称、第二種プラットフォーム事業者の氏名・名称に変更があった場合は、「第二種プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書」を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（消法15の3⑥）。

なお、「第二種プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書」が提出された場合、変更があった事項は国税庁ホームページに公表されます（消令30④）。

（第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併等により承継した場合）

問52 当社は、第二種プラットフォーム事業者の指定を受けているX社を吸収合併し、X社のデジタルプラットフォームに係る事業の全てを承継しましたが、プラットフォーム課税の適用関係はどのようになりますか。また、当社が行うべき手続はありますか。

【答】

事業者が、第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合、当該事業を承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（第二種プラットフォーム事業者を除きます。）は、当該合併等があった日に、国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされます（消令30①）。

このため、ご質問の場合、合併があった日以後、貴社が承継したデジタルプラットフォームを介して事業者が行う資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者となった貴社を介してその資産の譲渡の対価を収受するものについては、貴社が申告・納税を行うこととなります。

また、第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた事業者は、遅滞なく「第二種プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされる合併法人等に該当する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（消法15の3③、消令30②）。

なお、国税庁長官は、指定を受けたものとみなされる第二種プラットフォーム事業者を把握した場合、当該事業者に対して第二種プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされる旨を通知するとともに、国税庁ホームページに当該第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称等を公表します（消法15の3④、消令30④⑤）。

国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、当該プラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡を行う事業者に対して、当該資産の譲渡がプラットフォーム課税の対象となる旨及びプラットフォーム課税の対象となる年月日（第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日）を速やかに通知する必要があります（消法 15 の 3 ⑤）（通知の方法については問 44 参照）。

（第二種プラットフォーム事業者がデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合）

問53 第二種プラットフォーム事業者が、デジタルプラットフォームに係る事業の全てを他の事業者に譲り渡して廃止した場合、手続が必要ですか。

【答】

第二種プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業の全てを譲り渡すなどして廃止した場合、速やかに「第二種プラットフォーム事業者に係る事業廃止届出書」を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（消法 15 の 3 ⑩）。

なお、国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められる場合、第二種プラットフォーム事業者の指定を解除します（消法 15 の 3 ⑪）。

（第二種プラットフォーム事業者の指定解除の申請）

問54 当社は第二種プラットフォーム事業者ですが、デジタルプラットフォームに係る事業を縮小し、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が3年連続で50億円以下となりました。この場合、当社は引き続き第二種プラットフォーム事業者となるのでしょうか。

【答】

第二種プラットフォーム事業者は、指定解除申請要件を満たす場合、第3年度の課税期間の確定申告書の提出期限^{※1}までに、「第二種プラットフォーム事業者の指定解除申請書」（以下「指定解除申請書」といいます。）を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出して、第二種プラットフォーム事業者の指定解除を申請することができます（消法15の3⑦）。

《指定解除申請要件》

その課税期間から当該課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間（第3年度の課税期間）までのいずれの課税期間においてもプラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係る対価の額^{※2}の合計額^{※3}が50億円以下であること

※1 法人であれば、その課税期間の末日の翌日から、2月以内となりますが、法人の確定申告書の提出期限の特例（消法 45 の 2 ①）の適用を受けている場合は、その延長された提出期限となります。

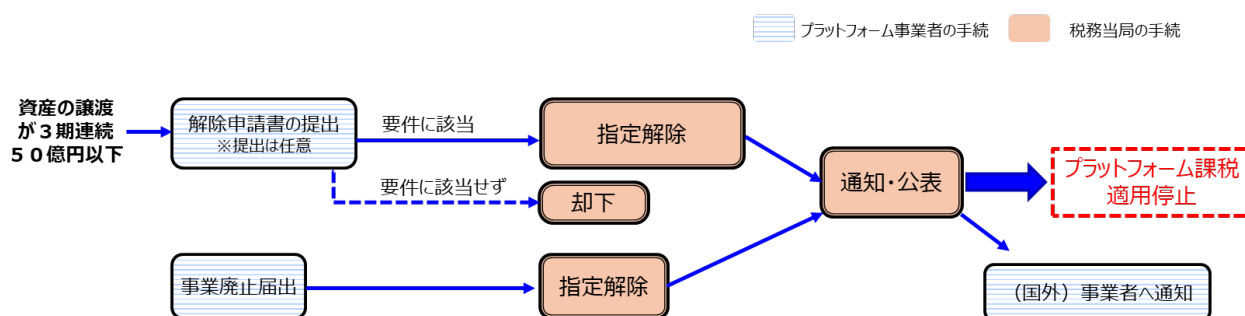
※2 消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、当該相当する額を含みます。

※3 課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算します。

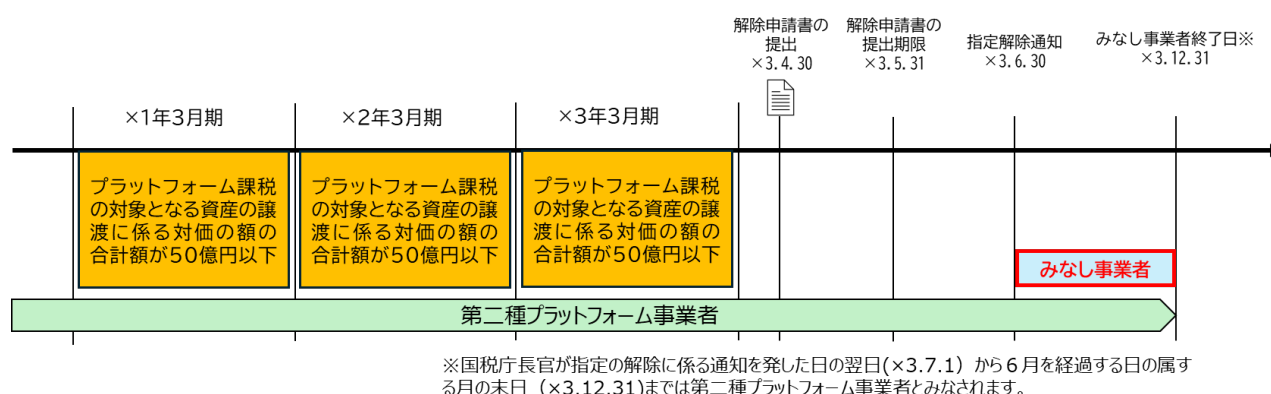
国税庁長官は、提出された指定解除申請書を審査し、指定解除申請要件を満たす場合には、

第二種プラットフォーム事業者の指定を解除します（消法15の3⑧）。

《イメージ：第二種プラットフォーム事業者に係る指定解除から適用停止までの流れ》



なお、指定解除申請書の提出があったことによりその指定が解除された場合であっても、国税庁長官が第二種プラットフォーム事業者の指定の解除通知を発した日の翌日から同日以後6月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き、第二種プラットフォーム事業者とみなして、プラットフォーム課税の適用を受けることから、第二種プラットフォーム事業者とみなされる期間中に行われるプラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、当該第二種プラットフォーム事業者において、申告・納税を行うこととなります（消法15の3⑨）（下図参照）。



（第二種プラットフォーム事業者の指定解除）

問55 国税庁長官が第二種プラットフォーム事業者の指定を解除する場合があるとのことですが、どのような場合ですか。

【答】

国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者によりその指定の解除の申請があった場合（問54参照）のほか、第二種プラットフォーム事業者が次のいずれかの事実該当すると認めるときは、第二種プラットフォーム事業者の指定を解除することができることとされています（消法15の3⑧⑪）。

① 第二種プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められるとき（問53参照）

- ② 消費税について、国税通則法第 17 条第 2 項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められるとき
- ③ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるとき
- ④ 消費税の徴収の確保に支障があると認められるとき（例えば、第二種プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係る消費税額の納付が困難な状態にあると認められるときなど）

なお、国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者の指定を解除したときは、その旨を指定の解除に係る事業者へ通知するとともに、国税庁ホームページに次の事項を公表します（消法 15 の 3⑫、消令 30④）。

- ① 第二種プラットフォーム事業者の指定が解除された旨
- ② プラットフォーム課税が適用されないこととなる年月日

（第二種プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の事業者への通知）

問56 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税の対象にならなくなる旨を通知しなければならないのでしょうか。

【答】

国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、プラットフォーム課税の対象とならなくなる資産の譲渡を行う事業者に対して、当該資産の譲渡がプラットフォーム課税の対象とならなくなる旨及びプラットフォーム課税の対象とならなくなる年月日を速やかに通知する必要があります（消法 15 の 3⑬）。

なお、通知については、例えば、指定解除に伴い、事業者との間の利用規約を変更する場合において変更事項の説明にあわせて通知事項を明示する、事業者との間で行う通常の連絡メールの中で通知事項を明示するなど、通知の形式・方法は問いませんが、第二種プラットフォーム事業者のウェブサイトや、第二種プラットフォーム事業者の提供するデジタルプラットフォームの利用規約において記載されているのみの場合には、事業者への「通知」に当たりませんのでご注意ください。

いずれにしても、事業者において、当該資産の譲渡がプラットフォーム課税の対象でなくなることを認識できるように「通知」する必要があります。

(第二種プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の申告・納税)

問57 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その解除によりプラットフォーム課税の対象とならないこととなる日以後に行う資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が申告・納税しなくてよいでしょうか。

【答】

第二種プラットフォーム事業者の指定解除によりプラットフォーム課税の対象とならないこととなる日以後に、事業者がデジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者の課税売上げとして納付すべき消費税を計算し、申告・納税を行う必要はありません（消法 15 の 3 ①）。

なお、プラットフォーム課税の対象であった資産の譲渡のほかに、消費税の課税対象となる取引を行っている場合には、その取引については、消費税の申告・納税が必要となります。

(第二種プラットフォーム事業者の指定解除時における納税義務の判定)

問58 当社(12月決算)は、指定解除により X2 年10月 1 日に第二種プラットフォーム事業者に該当しないこととなりましたが、X3 年12月期及び X4 年12月期の納税義務の判定に当たって、基準期間における課税売上高に、プラットフォーム課税の対象となっていた資産の譲渡の対価の額を含める必要はありますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます（消法 15 の 3 ①）。

したがって、ご質問の場合、貴社の X3 年 12 月期の基準期間（X1 年 12 月期）の課税売上高には、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡の対価の額を含めることとなります。

次に、X4 年 12 月期の基準期間（X2 年 12 月期）における課税売上高には、プラットフォーム課税の対象となる X2 年 1 月から 9 月までの間に行われるプラットフォーム課税対象の資産の譲渡の対価の額は含めますが、プラットフォーム課税の対象とならない X2 年 10 月から 12 月までの間に事業者が行う資産の譲渡の対価の額は含めないこととなります。

(注) 特定期間における課税売上高の判定も同様です。

VII 納税義務の判定等

(小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置①【原則計算】)

問59 令和8年度税制改正に伴い、小規模事業者の納税義務の免除の特例（事業者免税点制度）の適用について経過措置があるとのことですが、概要を教えてください。

【答】

その課税期間の基準期間及び特定期間※における課税売上高が1千万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除される免税事業者となりますが、この事業者免税点制度の適用について、令和8年度税制改正に伴い、以下のとおり経過措置が設けられています。

※ 基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてその事業年度の前々事業年度をいいます（消法2①十四）。

その課税期間における基準期間の課税売上高が1千万円以下であっても、特定期間（個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。）の課税売上高が1千万円を超える場合には当該課税期間から課税事業者となります。

なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできますが、その課税期間の初日において国外事業者（問30参照）である場合には、給与等支払額の合計額により判定することはできません（消法9の2③）。

1 令和10年4月1日を含む課税期間

免税事業者について、その課税期間の基準期間又は特定期間の初日から特定少額資産の譲渡が課税対象となっていたものとし、かつ、プラットフォーム課税の適用があるものとして（プラットフォーム課税の対象となる取引は含めずに）、基準期間又は特定期間における課税売上高を計算します（改正法附則18①）。

この経過措置により課税事業者となる場合においては、令和10年4月1日から同日を含む課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、消費税の納税義務が免除されないこととなります。

例：令和10年1月1日から令和10年12月31日までの課税期間（令和10年4月1日を含む課税期間）について、基準期間（令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間）における自社通販サイトを通じた商品の販売（特定少額資産の譲渡に該当するもの）が1,100万円、第二種プラットフォーム事業者が運営するデジタルプラットフォームを介して行ったプラットフォーム課税の対象となる商品の販売が500万円である場合

⇒ 基準期間における課税売上高1,100万円 > 1,000万円

⇒ 令和10年4月1日から令和10年12月31日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、消費税の申告が必要

2 令和 10 年 4 月 2 日以後に開始する課税期間（その課税期間の基準期間又は特定期間の初日が令和 10 年 4 月 1 日前である場合に限ります。）

その課税期間の基準期間又は特定期間の初日から特定少額資産の譲渡が課税対象となっていたものとし、かつ、プラットフォーム課税の適用があるものとして（プラットフォーム課税の対象となる取引は含めずに）基準期間又は特定期間における課税売上高を計算します（改正法附則 18②）。

例：令和 10 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの課税期間（令和 10 年 4 月 2 日以後に開始する課税期間について）、基準期間（令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの期間）における自社通販サイトを通じた商品の販売が 800 万円（自社の国内倉庫から出荷するもの）、第二種プラットフォーム事業者が運営するデジタルプラットフォームを介して行った日本国内でのプラットフォーム課税の対象となる商品の販売が 1,400 万円である場合

⇒ 基準期間における課税売上高 800 万円 ≤ 1,000 万円

⇒ 令和 10 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの課税期間について、他の規定により課税事業者となる場合を除き、消費税の申告は不要（免税事業者）

（注） 国外事業者が行う日本国内での商品の販売については、従来から消費税の課税対象となっていますが、第二種プラットフォーム事業者を介して行う商品の販売については、プラットフォーム課税の対象となりますので、事業者免税点制度の適用を判定する際の課税売上高には含まれないことになります。そのため、このような商品の販売以外に国内において行う取引がない場合、免税事業者に該当しますので、申告・納税は必要ありません。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置②【特例計算】）

問60 令和 8 年度税制改正に伴う小規模事業者の納税義務の免除の特例（事業者免税点制度）に係る経過措置の適用に当たり、令和10年 4 月 1 日を含む課税期間の消費税の納税義務の判定について原則計算によることが難しい状況ですが、簡便な方法により計算することはできますか。

【答】

令和 10 年 4 月 1 日を含む課税期間については、基準期間又は特定期間の課税売上高を問 59 の計算方法により計算することにつき困難な事情があるときは、令和 9 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間における課税売上高（令和 9 年 10 月 1 日から特定少額資産の譲渡が課税対象となっていたものとし、かつ、プラットフォーム課税の適用があるものとした（プラットフォーム課税の対象となる取引は含めない）場合の課税売上高）に 4 を乗じて計算した金額により基準期間の課税売上高を判定することができ（改正法附則 18③）、特定期間における課税売上高については上記の課税売上高に 2 を乗じて計算した金額により特定期間の課税売上

高を判定することができます（改正法附則 18④）。

なお、特例計算を適用する場合における困難な事情について、その程度は問いません。

（プラットフォーム課税の対象となる場合の納税義務）

問61 当社は12月決算の外国法人で、プラットフォーム事業者を介して国内において商品の販売を行っており、消費税の課税事業者です。

当該プラットフォーム事業者から令和10年4月1日よりプラットフォーム課税の対象となる旨の通知がありましたが、この場合、当社の令和10年12月期、令和11年12月期及び令和12年12月期の納税義務はどのようにになりますか。

【答】

令和10年4月1日を含む課税期間に係る事業者免税点制度の経過措置については、免税事業者の場合に適用されるものであり（改正法附則 18①）、貴社は、課税事業者とのことですから、当該経過措置は適用されず、令和10年12月期は課税事業者となります。

また、令和10年4月2日以後に開始する課税期間において、その課税期間における基準期間又は特定期間の初日が令和10年4月1日前である場合、その基準期間又は特定期間の初日から特定少額資産の譲渡が課税対象となっていたものとし、かつ、プラットフォーム課税の適用があるものとして（プラットフォーム課税の対象となる取引は含めずに）、当該基準期間又は特定期間の課税売上高を計算することとなります（改正法附則 18②）。

したがって、貴社における取引がプラットフォーム課税の対象となるもののみであり、他に課税売上高に計上すべき取引がない場合、令和10年4月2日以後に開始する課税期間（令和11年12月期以降）については、免税事業者となります。

なお、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合、免税事業者となりませんので、必要に応じて、登録の取消し等についてご検討ください。

（改正前から特定少額資産に該当する取引を行っている外国法人の納税義務の判定）

問62 当社は、令和6年4月1日に設立した3月決算の外国法人であり、令和10年4月1日前から特定少額資産の譲渡に該当する取引のみを行っていますが、令和11年3月期の納税義務の判定はどのように行えばよいでしょうか。なお、令和11年3月期の基準期間及び特定期間における当該取引の対価の額は1千万円以下であり、令和10年4月1日における資本金等の額は1千万円以上となっています。

【答】

令和10年4月1日を含む課税期間については、納税義務の判定に当たり、その課税期間の基準期間又は特定期間の初日から特定少額資産の譲渡が課税対象となっていたものとし、かつ、プラットフォーム課税の適用があるものとして（プラットフォーム課税の対象となる取引は含めずに）、基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高を計算することとされ、そのいずれかが1千万円を超える場合には、令和10年4月1日から同日を含む課税期間の末日ま

での間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、消費税の納税義務が免除されないこととする経過措置が設けられています（改正法附則 18①）（問 59 参照）。

貴社において、令和 11 年 3 月期（令和 10 年 4 月 1 日を含む課税期間）の基準期間及び特定期間において行った特定少額資産の譲渡に該当する取引対価の額は、1 千万円以下とのことですので、上記の経過措置は適用されません。

他方、基準期間がある外国法人が当該基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度について基準期間はないものとみなして、その事業年度開始の日における資本金等の額が 1 千万円以上である場合には、その事業年度に含まれる各課税期間については、納税義務は免除されないこととされています（消法 12 の 2 ③）。

この点、貴社は、令和 10 年 4 月 1 日前から特定少額資産の譲渡に該当する取引を行っており、令和 10 年 4 月 1 日の時点で、当該特定少額資産の譲渡に係る事業を開始したものではなく、また、令和 10 年 4 月 1 日前において、当該取引は国内において行う課税資産の譲渡等に該当しないことから、令和 11 年 3 月期について、「基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合」には該当せず、令和 11 年 3 月期の開始日（令和 10 年 4 月 1 日）における資本金等の額が 1 千万円以上であるかどうかで納税義務の判定を行う必要はありません。

したがって、令和 11 年 3 月期の納税義務は免除されることとなります。